

環境厚生委員会資料

健康福祉部

令和6年12月12日・13日

■条例案 2件

- 第156号議案 島根県手数料条例の一部を改正する条例
(薬事衛生課) … 1
- 第161号議案 島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例 (地域福祉課) … 2

■一般事件案 3件

- 第166号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(島根県立東部総合福祉センター) (健康福祉総務課) … 4
- 第167号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(島根県立西部総合福祉センター) (健康福祉総務課) … 4
- 第175号議案 隠岐広域連合規約の一部の変更について
(健康福祉総務課) … 8

■予算案 1件

- 第146号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算(第7号)[関係分]
(健康福祉総務課) … 14

■報告事項 8件

- 1 島根県新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について
(健康福祉総務課) … 16
- 2 島根県社会的養育推進計画(素案)について
(青少年家庭課) … 19
- 3 第5期島根県地域福祉支援計画(素案)について
(地域福祉課) … 20
- 4 令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査の主な結果について
(地域福祉課) … 21
- 5 ヤングケアラーに関する調査(令和6年度島根県子どもの生活に関する
実態調査)結果について (青少年家庭課) … 35
- 6 次期しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)(素案)について
(子ども・子育て支援課) … 38
- 7 訪問介護事業所の状況に関する調査について
(高齢者福祉課) … 39
- 8 へき地医療重点支援地区の指定について
(医療政策課) … 46

【別冊資料】

資料 1 島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

資料 2 島根県社会的養育推進計画（素案）

資料 3 第5期島根県地域福祉支援計画（素案）

資料 4 次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）（素案）

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 5 年 12 月 13 日「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が公布され、公布の日から 1 年以内又は 2 年以内に施行されることに伴い、島根県手数料条例（以下「条例という。」）について、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の改正概要

- (1) 大麻草採取栽培者（第一種大麻草採取栽培者）の免許に係る手数料の額
「6,700円」から「21,500円」へ改定

【改定理由】法改正に伴う免許申請に係る事務処理時間の増

- (2) 改正法の施行に伴う規定の整理

ア 法律名

「大麻取締法」から「大麻草の栽培の規制に関する法律」へ改正

イ 大麻取扱者の名称

(ア) 「大麻取扱者」から「大麻草採取栽培者」へ改正

(イ) 「大麻草採取栽培者」から「第一種大麻草採取栽培者」へ改正

ウ その他

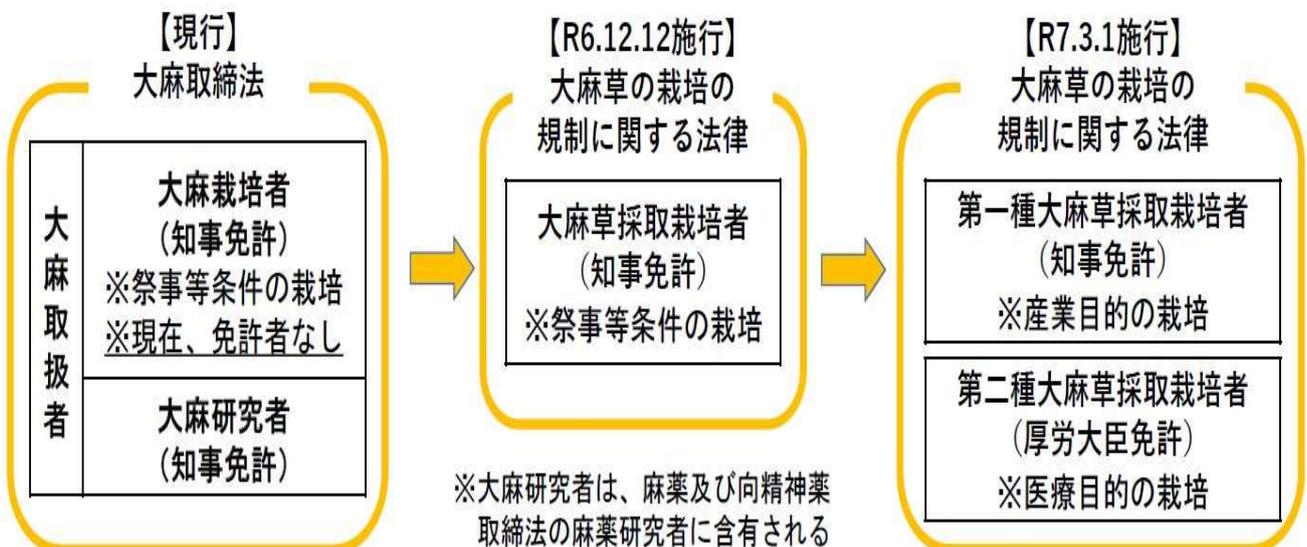
引用条項の改正

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(1)及び(2)のイの(イ)については、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

4 【参考】改正法の内容

現行法「大麻取締法」は、大麻の所持や栽培等を規制する法律であるが、改正後は、「大麻草の栽培の規制に関する法律」に名称変更し、大麻の栽培に特化して規制。
(※所持等の取締は、「麻薬及び向精神薬取締法」で規定。)



島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例改正の理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）が、令和6年10月1日に施行されたことに伴い、島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

(1) 改正の内容

- ①救護施設は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。
- ②更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。

(2) 経緯

これまで、救護施設では支援計画の作成が義務付けられていなかった。
また、更生施設では更生計画の作成が義務付けられていたが、作成の方法は示されていなかった。

多くの救護施設及び更生施設では、個別の支援計画あるいは更生計画を作成し支援してきたが、それらの計画はそれぞれの施設における方法で作成され、支援内容の程度と範囲に差が生じていた。

改正省令により、すべての救護施設及び更生施設において、計画的な支援にあたることができるよう個別支援計画の作成が義務化された。

義務化に当たって厚生労働省は、計画に記載すべき項目を示しており、支援内容の程度や範囲の差を解消することとしている。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 参考

県条例の適用を受ける施設

種類	救護施設	更生施設	授産施設	宿所提供施設
設置根拠	生活保護法第38条第1項	生活保護法第38条第2項	生活保護法第38条第4項	生活保護法第38条第5項
対象者	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者	住居のない要保護者の世帯
目的	入所により生活扶助を行う	入所により生活扶助を行う	通所により、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する	住宅扶助を行う
全国設置数 (2019年度現在)	220	21	23	13
うち県内設置数	3 (県所管1、中核市所管2)	0	0	0

健康福祉部所管 公の施設の指定管理者の指定について

1. 対象施設及び指定管理者の業務等

(1) 対象施設名

	施設名	住所
第166号議案	県立東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）	松江市東津田町
第167号議案	県立西部総合福祉センター（いわみーる）	浜田市野原町

(2) 指定管理者の主な業務

施設及び設備の使用許可、使用料の徴収及び維持管理等

(3) 指定する期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 指定管理者候補の選定及び選定結果について

(1) 募集期間

令和6年8月9日～令和6年9月30日（53日間）

(2) 応募者

○県立東部総合福祉センター：アイカム株式会社（松江市）【現指定管理者】

○県立西部総合福祉センター：浜田ビルメンテナンス株式会社（浜田市）【現指定管理者】

(3) 選定方法等

令和6年10月10日 指定管理者候補選定委員会（委員5名）により面接審査を実施

(4) 選定結果

施設名	応募者	応募額	公募額	選定結果
県立東部総合福祉センター	アイカム株式会社	626,231 千円	626,240 千円	○
県立西部総合福祉センター	浜田ビルメンテナンス株式会社	589,724 千円	589,800 千円	○

【面接審査状況】

東部総合福祉センター及び西部総合福祉センターについて、提出された事業計画を審査した結果、条例で定められた指定基準を満たす者と判断し、指定管理者候補として選定

○指定基準

島根県立総合福祉センター条例第7条

(指定管理者の指定)

知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及び住民のサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設等及びセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

【評価された点】

施設名	評価された点
<p>県立東部総合福祉センター (アイカム株式会社)</p>	<p>○平成17年度から当該施設の指定管理者を務めており、長年の実績があるため、施設に対する理解も深く、施設の設立趣旨に沿った安定した管理運営が期待できる。</p> <p>○利用者アンケートを踏まえて、利用者の声に応えようという姿勢が見られ、これまでも対応されていることから、今後も継続して利用者の声を反映できる施設運営が期待できる。</p> <p>○Web会議システムの整備やお掃除ロボットの導入、研修室の暑さ対策など、新たなサービス向上策が提案されており、現代のニーズに応じた取り組みが期待できる。</p>
<p>県立西部総合福祉センター (浜田ビルメンテナンス株式会社)</p>	<p>○平成17年度から当該施設の指定管理者を務めており、長年の実績があるため、施設に対する理解も深く、施設の設立趣旨に沿った安定した管理運営が期待できる。</p> <p>○利用者アンケートを踏まえて、利用者の声に応えようという姿勢が見られ、これまでも対応されていることから、今後も継続して利用者の声を反映できる施設運営が期待できる。</p> <p>○積極的な障がい者雇用や職業訓練への取組実績があり、障がい者の自立に向けた支援などにより、今後も福祉の増進への寄与が期待できる。</p>

隠岐広域連合規約の一部の変更について

1. 議会の議決を必要とする理由

隠岐広域連合は、規約の変更にあたり、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11に基づき構成団体の議会の議決を経た上で、総務大臣に申請し許可を受ける必要がある。

2. 変更する項目

(1) 処理する事務の変更（規約第4条第3号関係）

- ・介護保険事業について、国の個人番号システムを活用した情報の照会・提供に関する事務を構成町村から隠岐広域連合へ移管することに伴い、処理する事務を変更するとともに、広域連合と構成町村の実施する事務を明確化するもの。

(2) 負担割合の変更（別表（第17条関係））

- ① 隠岐病院事業費について、高度な医療機能については県負担となっているが、隠岐病院では当該機能を有した実績がなく、今後もその見込みがないため、当該機能の負担項目を削除するもの。

- ② 隠岐島前病院について、負担割合は病床区分（一般病床・療養病床）に応じて算出する仕組みであるが、令和6年8月から療養病床のみの病床区分に変更したことに伴い、それに係る区分及び構成割合について変更するもの。

（変更内容の詳細は、次ページ以降に記載）

3 施行日

総務大臣の許可を受けた日

別表第2の規定は、令和6年度以降の予算に係る関係町村の負担金について適用する。

4 今後のスケジュール

- ・ 12月 各構成団体議会 → 規約変更案議決
- ・ 12月～ 規約変更協議書の作成及び申請（隠岐広域連合 → 総務省）
規約変更許可（総務省 → 隠岐広域連合）

隠岐広域連合規約 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>○隠岐広域連合規約</p> <p>平成11年 8月13日 自治許第643号</p> <p>第1条～第3条 〔略〕 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)及び介護保険法施行法(平成9年法律第124号)の規定に基づく市町村の事務のうち、次に掲げる事務(別表第1に掲げる事務を除く。)並びにその事務に関連する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づく情報照会及び特定個人情報の提供に係る事務</u></p> <p>ア <u>被保険者の資格管理に関する事務</u></p> <p>イ <u>要介護認定及び要支援認定に関する事務</u></p> <p>ウ <u>保険給付に関する事務</u></p> <p>エ <u>介護保険料の賦課及び徴収に関する事務</u></p> <p>オ <u>介護保険事業計画の策定に関する事務</u></p> <p>カ <u>事業者の指定及び指導に関する事務</u></p> <p>キ <u>地域支援事業に関する事務</u></p> <p>(4)～(16) 〔略〕</p> <p>第5条～第16条 〔略〕</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2 前項第1号に掲げる構成団体の負担金の額は、広域連合の予算におい</p>	<p>○隠岐広域連合規約</p> <p>平成11年 8月13日 自治許第643号</p> <p>第1条～第3条 〔略〕 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>介護保険の実施に関する事務(県の事務並びに町村の事務のうち各種申請書の受理、各種証明書の交付及び要介護認定に係る調査を除く。)</u></p> <p>(4)～(16) 〔略〕</p> <p>第5条～第16条 〔略〕</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2 前項第1号に掲げる構成団体の負担金の額は、広域連合の予算におい</p>

て定めるものとし、次の各号に定めるところにより按分する。

(1) 別表第2の区分の欄に掲げる経費に係る負担金(次号に掲げる負担金を除く。)は、当該経費の区分に応じ、同表の負担割合の欄に定めるところにより按分する。

(2) [略]

第18条 [略]

別表第1 (第4条関係)

区分	関係町村において処理する事務
ア 被保険者の資格管理に関する事務	<u>資格の異動の届出に関すること。</u> <u>被保険者証の再発行に係る交付に関すること。</u>
イ 要介護認定及び要支援認定に関する事務	<u>認定申請の受付及び資格者証の発行に関すること。</u> <u>訪問調査に関すること。</u> <u>主治医意見書の依頼に関すること。</u> <u>認定情報の開示に関すること。</u>
ウ 保険給付に関する事務	<u>給付申請の受付に関すること。</u>
エ 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務	<u>収納業務の補助に関すること。</u>
オ 介護保険事業計画の策定に関する事務	<u>計画の策定に必要な資料の提供に関すること。</u>
キ 地域支援事業に関する事務	<u>地域支援事業の実施に関すること。</u>

別表第2 (第17条関係)

区分	負担割合	構成割合
本部管理費	[略]	
	[略]	[略]
ㄱ	ㄱ	ㄱ

て定めるものとし、次の各号に定めるところにより按分する。

(1) 別表の区分の欄に掲げる経費に係る負担金(次号に掲げる負担金を除く。)は、当該経費の区分に応じ、同表の負担割合の欄に定めるところにより按分する。

(2) [略]

第18条 [略]

[新設]

別表 (第17条関係)

区分	負担割合	構成割合
本部管理費	[略]	
	[略]	[略]
ㄱ	ㄱ	ㄱ

隠岐病院 事業費	管理運営費	隠岐の島町 <u>10分の10</u>			隠岐病院 事業費	高度な医療機能経費	管理運営費	島根県 <u>10分の10</u>	
	建設費	隠岐の島町 <u>10分の10</u>				建設費	島根県 <u>10分の10</u>		
隠岐島前病院事業費	管理運営費	島前3町村 <u>10分の10</u>	平等割 <u>100分の2.5</u> 人口割 <u>100分の2.5</u> 隠岐島前病院所在地割 <u>100分の45</u> 患者数割 <u>100分の50</u>		隠岐島前病院事業費	高度な医療機能経費以外の医療機能経費	管理運営費	隠岐の島町 <u>10分の10</u>	
	建設費	島前3町村 <u>10分の10</u>	人口割 <u>100分の25</u> 隠岐島前病院所在地割 <u>100分の50</u> 患者数割 <u>100分の25</u>			建設費	隠岐の島町 <u>10分の10</u>		
	管理運営費	島前3町村 <u>10分の10</u>	平等割 <u>100分の5</u> 隠岐島前病院所在地割 <u>100分の50</u> 一般病床利用割 <u>100分の45</u>		隠岐島前病院事業費	管理運営費	一般病床運営費	島前3町村 <u>10分の10</u>	平等割 <u>100分の5</u> 隠岐島前病院所在地割 <u>100分の50</u> 一般病床利用割 <u>100分の45</u>
	建設費	島前3町村 <u>10分の10</u>	療養型病床群運営費			療養型病床群運営費	島前3町村 <u>10分の10</u>	平等割 <u>100分の10</u> 隠岐島前病院所在地割 <u>100分の30</u> 療養型病床群利用割 <u>100分の60</u>	
					隠岐島前病院事業費	建設費	一般病床建設費	島前3町村 <u>10分の10</u>	人口割 <u>100分の25</u> 隠岐島前病院所在地割 <u>100分の50</u> 一般病床利用割 <u>100分の25</u>
						療養型病床群建設費	島前3町村 <u>10分の10</u>	平等割 <u>100分の5</u> 人口割 <u>100分の20</u> 隠岐島前病院所在地割 <u>100分の50</u>	

	§	§	§
診療所事業費		[略]	

(備考)

1 別表第2において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) [略]

[削除]

(10)・(11) [略]

(12) 患者数割とは、毎年度算出する患者数（当該町村の住民に係る前々年度における隠岐島前病院の入院患者数及び外来患者数を合計した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。

[削除]

[削除]

(13)～(21) [略]

2・3 [略]

				療養型病床群建設費利用割 100分の25
	§	§	§	
診療所事業費		[略]		

(備考)

1 この表において、次の(1)から(24)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(24)までに定めるところによる。

(1)～(9) [略]

(10) 高度な医療機能とは、島根県保健医療計画の別表「二次医療圏で確保すべき医療機能」のB欄に掲げる医療機能をいう。

(11)・(12) [略]

(13) 一般病床利用割とは、3年ごとに算出する一般病床平均患者数（当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の一般病床の入院患者数及び外来患者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。

(14) 療養型病床群利用割とは、3年ごとに算出する療養型病床群平均患者数（当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の療養型病床群の患者数を平均した数（隠岐島前病院の療養型病床群の利用を開始することとなった年度から3年度にあっては、3町村で協議の上、別に定める数）をいう。）に応じて負担する負担金をいう。

(15) 療養型病床群建設費利用割とは、平成9年島根県調査（療養型病床の必要数調査）における特別養護老人ホーム待機者に係る療養型病床の対象者の数及び特別養護老人ホーム待機者以外に係る療養型病床の対象者のうち在宅待機者の数の合計数に応じて負担する負担金をいう。

(16)～(24) [略]

2・3 [略]

令和6年度11月補正予算案(初日提案分) (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,645,124	2,340,797	0	0	2,645,124	2,340,797
地域福祉課	1,151,628	979,914	0	0	1,151,628	979,914
医療政策課	10,984,529	7,199,648	0	0	10,984,529	7,199,648
健康推進課	21,030,485	19,649,260	0	0	21,030,485	19,649,260
高齢者福祉課	15,723,493	14,071,842	210,328	42,066	15,933,821	14,113,908
青少年家庭課	3,323,266	2,253,612	0	0	3,323,266	2,253,612
子ども・子育て支援課	10,098,771	9,600,765	0	0	10,098,771	9,600,765
障がい福祉課	10,924,292	8,904,122	0	0	10,924,292	8,904,122
薬事衛生課	3,049,856	2,355,552	0	0	3,049,856	2,355,552
健康福祉部計	78,931,444	67,355,512	210,328	42,066	79,141,772	67,397,578

■令和6年度11月補正予算案(初日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		78,931,444	210,328	79,141,772	168,262	0	0	0	0	42,066
高齢者福祉課		15,723,493	210,328	15,933,821	168,262	0	0	0	0	42,066
1	福祉人材確保・育成事業費	211,458	210,328	421,786	・介護テクノロジー定着支援事業 介護現場の業務効率化を加速するため、国の補助制度を活用し、介護事業者による介護ロボットやICT機器等の導入に要する経費を支援する予算を増額 [負担割合] 国 64/100・県 16/100・事業者 20/100					

□債務負担行為(一般会計)

	事項	期間	限度額(千円)	内容	所管課
1	総合福祉センター管理運営事業費	令和7年度～令和11年度	1,215,955	指定管理料	健康福祉総務課

島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について

1. 計画改定の背景と概要

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画に基づき、県行動計画を策定することとされている。
- 政府行動計画が令和6年7月に**全面改定**されたことから、県行動計画についても改定を行う。
- 改定にあたっては、政府行動計画のほか、令和6年3月に策定した県感染症予防計画と整合性を図るとともに、**新型コロナ対応で明らかになった課題**※などへの対応についても、県行動計画に盛り込む。

※①病床や外来のひっ迫、②保健所のひっ迫、③医療と介護の連携 等

2. 計画の改定経過と今後の予定

- 令和6年7月 政府行動計画の改定
- 10月 常任委員会への報告・市町村に対する意見照会
- 11月 医療審議会（感染症部会）からの意見聴取
- 12月 常任委員会への報告
- 令和7年2月 計画案を策定の上、パブリックコメント
- 3月 医療審議会（全体会）への報告
- 5月 計画の改定
- 6月 常任委員会への報告

- 医療審議会（感染症部会）での主な意見等
 - 早期対応と情報共有が重要
 - 訓練により保健所の受援体制や外部委託する業務の確認を
 - 差別や偏見のリスクに対応する必要がある
 - 中核市である松江市との連携内容を明確に

3. 島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要

第1部

新型インフルエンザ等
対策特別措置法と県行
動計画

- ・新興感染症等の発生のおそれや、感染症危機が広がりやすい状況であることを認識する必要
- ・目的は、**平時からの体制作り、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減及び基本的人権の尊重**の3つの目標を実現すること
- ・国が政府対策本部を設置したときには「**島根県新型インフルエンザ等対策本部**」を、健康福祉部内に「**保健医療福祉調整本部**」を設置し、医療提供体制等の構築、有事体制への移行や対策を実行
- ・計画の策定や施策の実施にあたっては、医療審議会において関係者が一体となって議論

第2部

新型インフルエンザ等
対策の実施に関する基
本的な方針

政府行動計画「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針」に掲げられている下記の対策項目（13項目）や3期（準備期・初動期・対応期）に分けた対策の実施などの方針を記載

【対策項目】

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資
⑬国民生活及び国民経済の安定確保

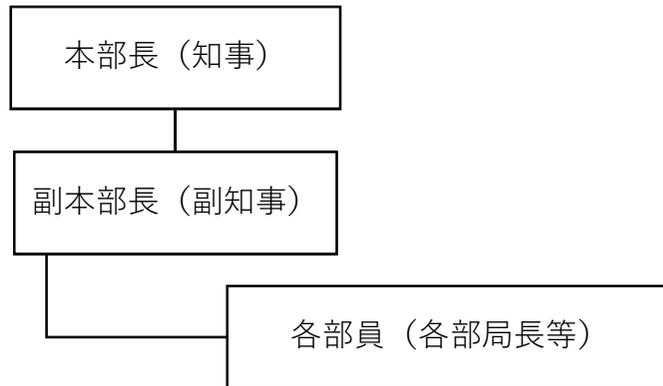
第3部

新型インフルエンザ等
対策の各対策項目の考
え方及び取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画に基づく医療体制の整備 ・研修や訓練を通じた人材育成 ・関係機関等との連携を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・受診から入退院までの流れを早期に整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制を段階的拡充 ・柔軟かつ機動的に体制を変更
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成や連携体制の構築等による保健所等の体制整備 ・地域の専門職（保健師等）の人材バンク（IHEAT）の運営・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・IHEAT等の応援職員による有事体制へ迅速に移行するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・IHEATに対する応援要請を行うなど、迅速に有事体制に移行 ・地域の実情を踏まえ、体制を変更

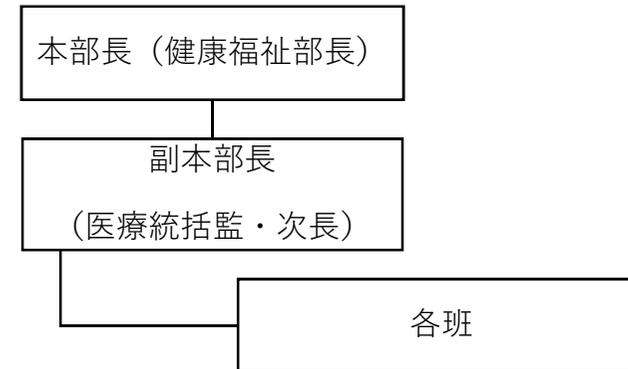
(参考) 新型インフルエンザ等対策の有事体制

島根県新型インフルエンザ等対策本部



部	事務分掌
政策企画局	広報の総括等
総務部	県業務の維持（職員の健康管理）の総括等
防災部	対策本部に関すること等
地域振興部	公共交通機関におけるまん延防止等
環境生活部	県内在住外国人への情報提供等
健康福祉部	医療提供体制の確保等
農林水産部	食料の確保のための支援等
商工労働部	生活関連物資の確保のための支援等
土木部	港湾・空港における水際対策等
出納部	出納機能の確保等
企業部	水道・電気の機能確保
病院部	県立病院における診療機能の確保
教育部	公立教育機関のまん延防止、教育対策等
公安部	医療活動等の支援等

保健医療福祉調整本部 (R6年8月に要綱を整備)



班	担当所属
総括班	健康福祉総務課
広報班	健康福祉総務課
健康相談班	健康推進課
情報集約班	薬事衛生課
検査班	保健環境科学研究所 薬事衛生課
調査班	薬事衛生課
外来・入院診療班	医療政策課
患者移送・搬送班	医療政策課
宿泊療養・ 自宅療養班	薬事衛生課 地域福祉課
ワクチン班	薬事衛生課
保健所等支援班	健康福祉総務課
医療支援班	医療政策課
福祉支援班	高齢者福祉課(代表) 地域福祉課 青少年家庭課 子ども子育て支援課 障がい福祉課

島根県社会的養育推進計画(素案)について

1 計画の概要

(1) 背景

- ・令和4年改正児童福祉法において「児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化」と「児童の権利擁護が図られた児童福祉施策の推進」のための改正が行われた。
- ・これを受け、国から発出された策定要領『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知)』に基づき、現行の「島根県社会的養育推進計画」(計画期間:令和2年度～令和11年度)を全面的に見直し、新たな計画を策定するもの。

(2) 計画の位置づけ

- ・代替養育が必要なこども数を見込んだ上で、県における社会的養育体制整備の基本的な考え方及び取組の方向性について定める計画とする。
- ・子育てに不安や困難を抱える家庭への支援の充実や、里親・ファミリーホームへの委託の推進や社会的養護経験者等の自立支援など、県(児童相談所)、市町村、里親、施設等の関係先が取り組むべき事項を示す。
- ・「島根創生計画」や「次期しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)」などとの整合を図る。

(3) 計画の期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

2 計画の内容

(1) 目指すべき将来像

「すべてのこどもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」

(2) 基本施策

全体目標	主な内容
1 虐待の未然防止と早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村のこども家庭センターにおける相談支援体制の充実 ・妊産婦等へのきめ細かな支援の提供 ・児童相談所の体制強化と職員の専門性向上 など
2 社会的養護を必要とするこどもや家庭への専門的で適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障(*)に向けた取組 ・里親支援センターの設置等による里親等への委託を推進(里親等委託率の目標 乳幼児75%、学童期50%に設定) ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組 ・社会的養護経験者等への自立支援の推進 ・障害児入所施設におけるできる限り良好な家庭的環境の下での支援の実施 など
3 当事者であるこどもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもへの権利擁護や意見聴取の取組 ・児童相談所一時保護所におけるこどもの意見表明支援 など

(*)こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場」を保障すること

3 スケジュール(予定)

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和6年 | 7月 | 第1回計画策定検討委員会(計画骨子の審議) |
| | 9月 | 第2回計画策定検討委員会(計画たたき台の審議) |
| | 10月 | 第3回計画策定検討委員会(計画素案の審議) |
| | 12月 | 環境厚生委員会に計画(素案)の報告、パブリックコメントの実施(～1月) |
| 令和7年 | 2月 | 第4回計画策定検討委員会(計画案の審議) |
| | 3月 | 環境厚生委員会にパブリックコメント結果・計画(案)の報告、策定・公表(策定検討委員会の開催に併せて4分野のワーキンググループを実施) |

第5期島根県地域福祉支援計画(素案)について

1. 第5期計画策定の背景

現行の「第4期島根県地域福祉支援計画」(計画期間:令和2年度~令和6年度)の計画期間の満了

2. 計画の位置づけ

- (1) 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の推進を支援する目的で策定
- (2) 福祉の各分野(高齢者・障がい者・児童・その他)における地域福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めた計画とする
- (3) 島根創生計画を上位計画と位置づけ、福祉分野の各計画との連携を図り、地域福祉を総合的に推進する

3. 計画の期間

令和7年度~令和11年度(5年間)

4. 計画の内容

(1) 基本目標

「誰もが、住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現」

(2) 施策の体系

基本施策	主な項目
1. 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり	▶身近な相談窓口や専門相談機関の充実 ▶支援を必要とする人を支える体制の整備 ▶包括的な支援体制整備への支援 ▶サービスの質の向上への取組
2. 福祉を担う人づくり	▶学校や地域での福祉教育の推進 ▶福祉を担う人材の養成 ▶ボランティアやNPOの育成と活動支援
3. 福祉のまちづくり	▶地域住民主体の福祉活動の推進 ▶社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進 ▶民生委員・児童委員活動の充実強化 ▶要配慮者支援体制の強化

(3) 計画に新たに盛り込む主な内容

- ・ 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し解決を図る包括的支援体制の整備に向けた取組
- ・ 福祉・介護人材の安定的な確保を図っていけるよう人材確保に向けた取組のさらなる充実
- ・ 災害発生時に福祉の支援を必要とする被災者が適切な支援を受けられるよう要配慮者支援体制の強化

5. 計画策定スケジュール

令和6年10月	各市町村・市町村社会福祉協議会に意見照会
11月	第1回島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会(計画素案の審議)
12月	環境厚生委員会に報告 パブリックコメントの実施
令和7年2月	第2回島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会(計画案の審議)
3月	環境厚生委員会に報告 計画策定

令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査の主な結果について

1. 調査概要

- (1) 調査目的：子どもの生活に関する現状・意識等を把握し、今後の子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料とする
- (2) 調査対象：県内の学校に通学する小5、中2、高2の児童生徒とその保護者
- (3) 調査方法：学校を通じて調査票を配布、回答はWebで実施（郵送可）
- (4) 配付・回答数・調査時期

		配付数	回答数		親子のマッチングができた数	
小学5年生	子ども	5,779	1,606	(27.8%)	1,529	(26.5%)
	保護者	5,779	2,058	(35.6%)	1,529	(26.5%)
中学2年生	子ども	5,839	1,366	(23.4%)	1,224	(21.0%)
	保護者	5,839	1,857	(31.8%)	1,224	(21.0%)
高校2年生	子ども	6,049	1,388	(22.9%)	1,120	(18.5%)
	保護者	6,049	1,771	(29.3%)	1,120	(18.5%)
総計		35,334	10,049	(28.4%)	7,746	(21.9%)
調査時期		令和6年5月				

2. 調査結果のまとめ

(1) 本調査における「生活困難」の定義について

本調査では、子どもの生活における「生活困難」を次の3つの要素から分類する。

- ①低所得 ②家計の逼迫 ③子どもの体験や所有物の欠如

①低所得	年間収入が200万円以下
②家計の逼迫	経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・電話料金 ・公共料金（電気代、ガス代、水道代） ・家族が必要とする食料が買えなかった ・家族が必要とする衣類が買えなかった ・家賃
③子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当 <ul style="list-style-type: none"> ・海水浴に行く ・博物館・科学館・美術館などに行く ・キャンプやバーベキューに行く ・スポーツ観戦や劇場に行く ・遊園地やテーマパークに行く ・毎月お小遣いを渡す ・毎年新しい洋服・靴を買う ・習いごと（音楽、スポーツ、習字など）に通わせる ・学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう） ・お誕生日のお祝いをする ・1年に1回くらい家族旅行に行く ・クリスマスプレゼントや正月のお年玉をあげる ・子どもの年齢にあった本 ・子供用のスポーツ用品・おもちゃ ・子どもが自宅で宿題をすることができる場所

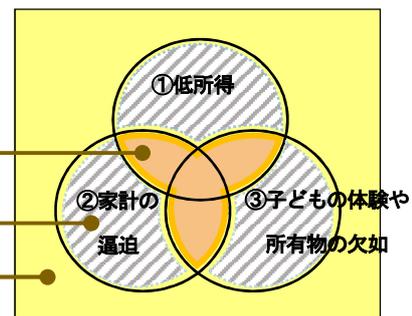
●生活困難層（生活困窮層、周辺層）、非生活困難層の分類

生活困難層 生活困窮層＋周辺層

生活困窮層 2以上の要素に該当

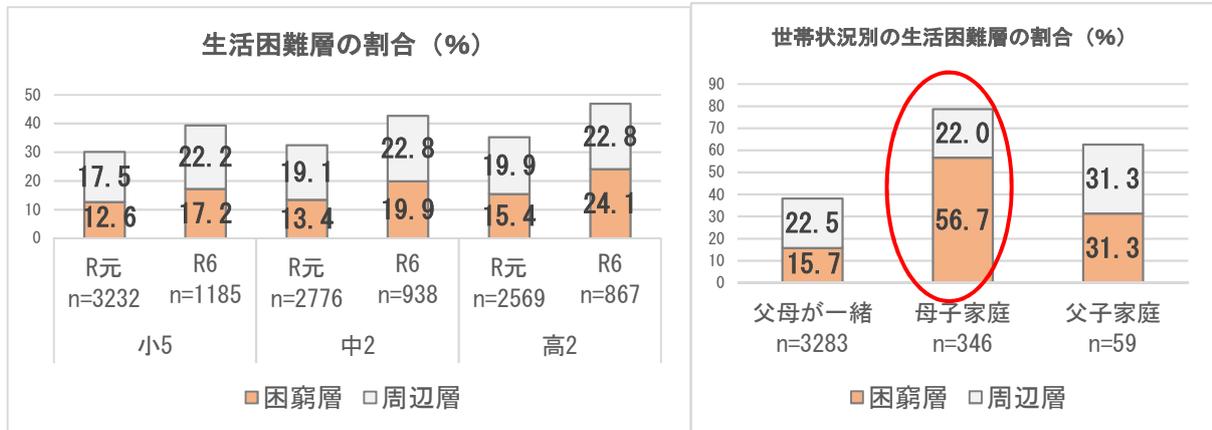
周辺層 いずれか1つの要素に該当

非生活困難層 いずれの要素にも該当しない

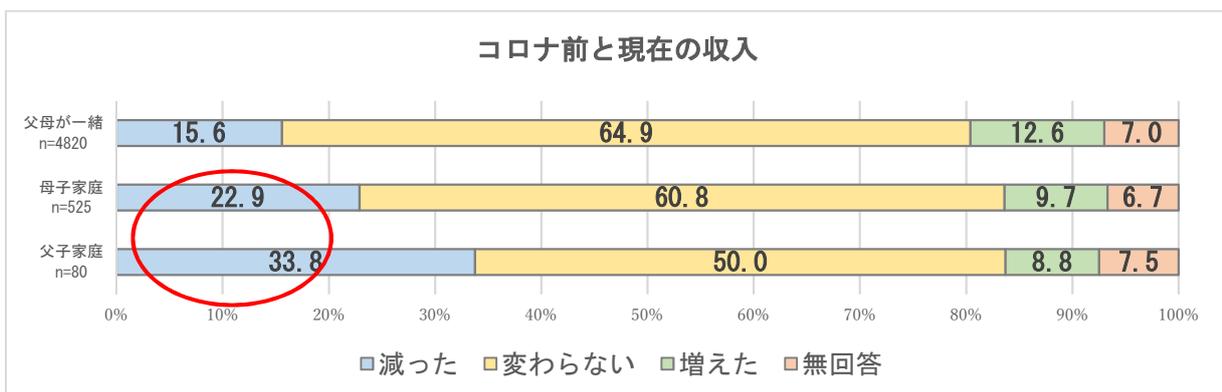


(2) 生活困難の状況

- ① 前回調査と比較すると、生活困難層に該当する世帯の割合が高くなっている。生活困難層を世帯状況別に見ると、母子家庭、父子家庭で割合が高く、特に母子家庭では約8割が生活困難層に該当している。

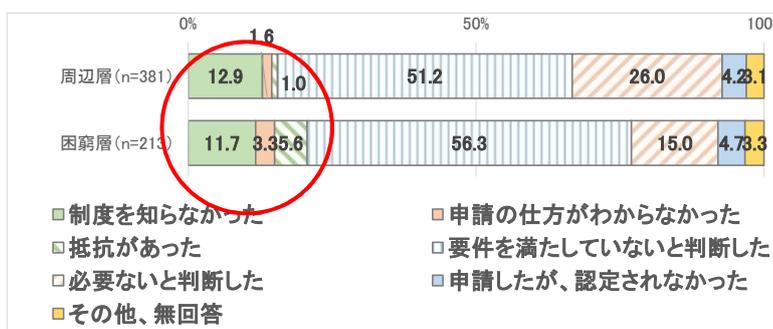


- ② コロナ前と現在の生活の変化を比較すると、「世帯全体の収入が減った」と回答した割合は、世帯状況別に見ると、母子家庭、父子家庭で高い傾向にある。

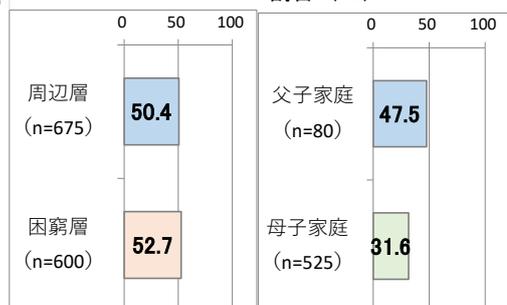


- ③ 公的支援の認知度や利用は十分とは言えない状況にある。

就学援助を受けていない理由 (保護者：小5、中2)

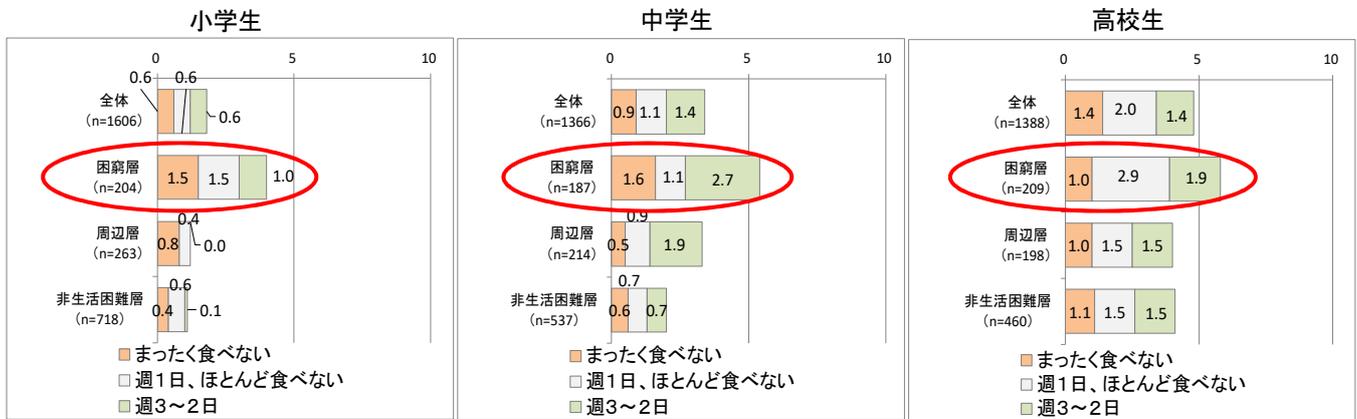


生活困窮者自立支援制度を知らないと回答した生活困難層の割合 (%)

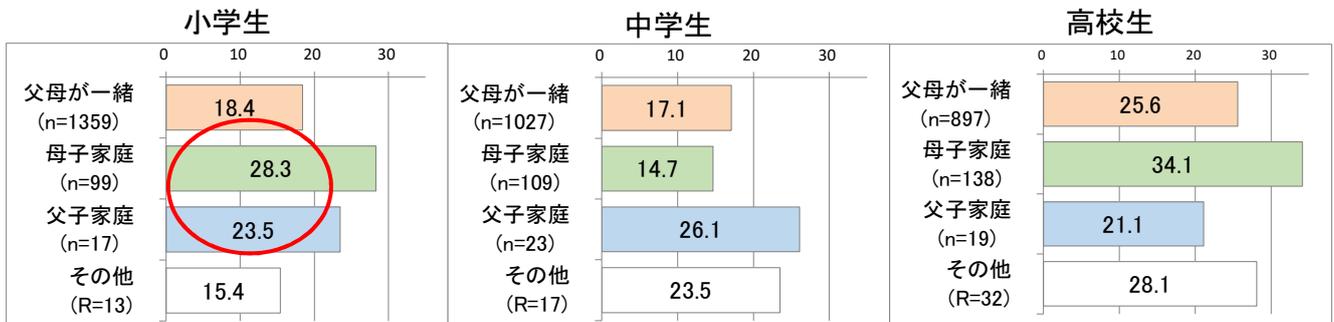
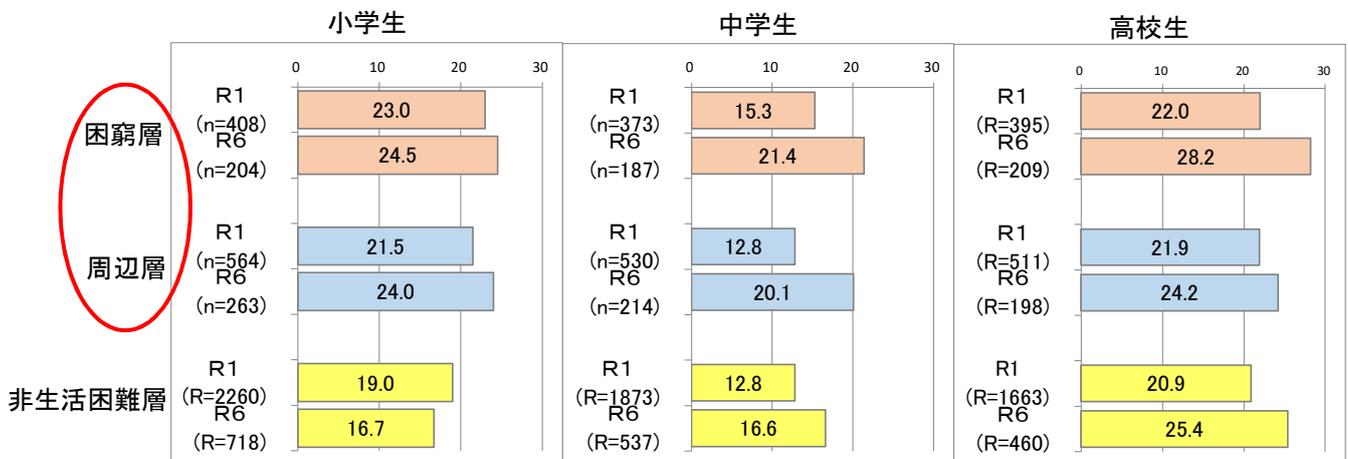


(3) 子どもの生活状況

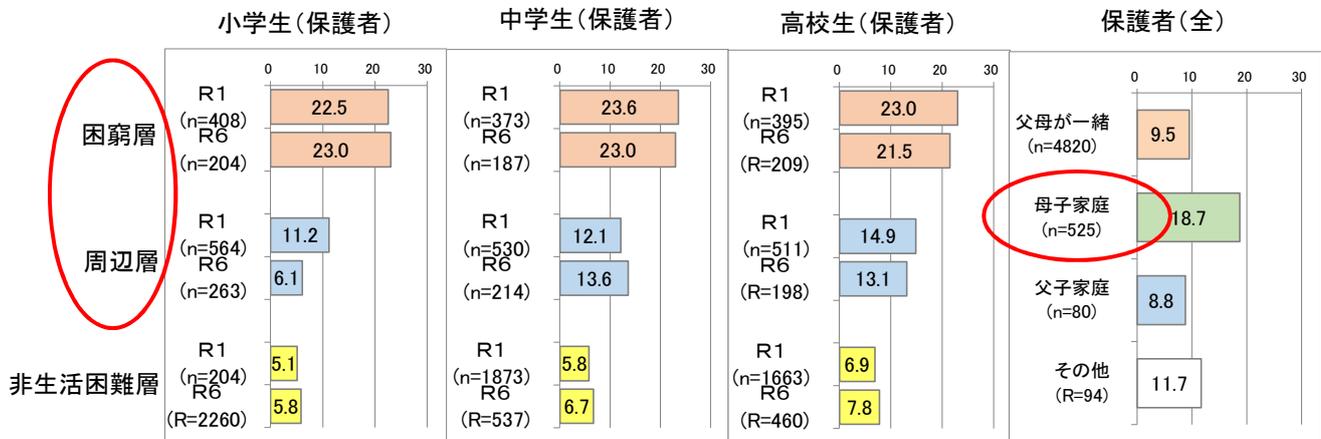
① 朝食を毎日食べない子どもはいずれの層にも一定数いる。困窮層の子どもの割合が比較的高くなっている。



② 放課後(児童クラブ等が終わったあと)に、「自宅で一人で過ごすことが多い子どもの割合」は、小学生、中学生で生活困難層は非生活困難層に比べ高くなっている。前回調査と比較すると、小学生の非生活困難層を除き、いずれの層でも増加傾向にある。世帯状況別に見ると、最も年齢が下の小学5年生では、母子家庭、父子家庭で割合が高くなっている。



③ 「過去1年間に子どもを医療機関で受診させなかった経験がある保護者の割合」は、生活困難層が非生活困難層に比べ高くなっており、前回調査と比較して、大きく傾向は変わっていない。世帯状況別に見ると、母子家庭での割合が高くなっている。また、受診させなかった理由は、いずれの層でも「多忙で医療機関に連れて行く時間がなかった」が最も多くなっている。

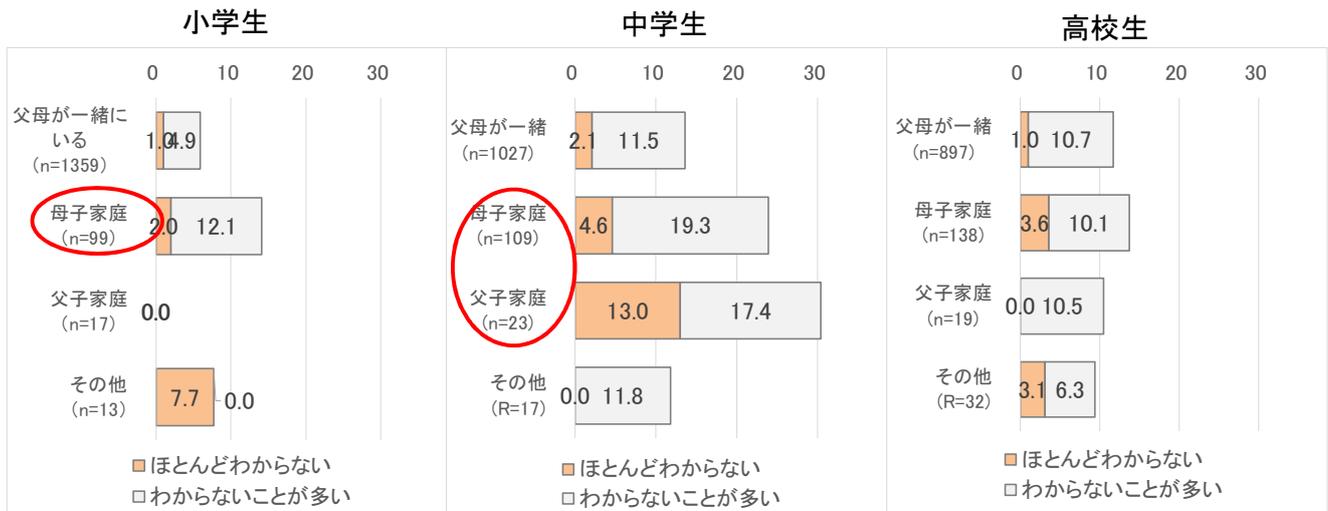
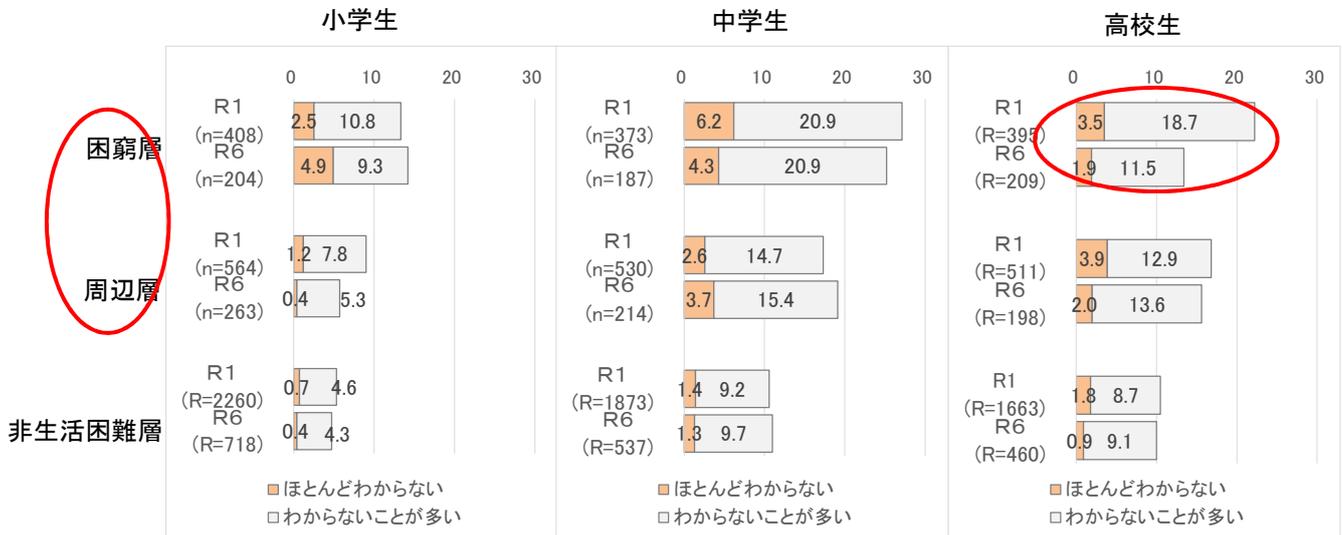


■受診させなかった主な理由 (保護者全体)

- 多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかった (53.6%)
- 子どもが受診しなかった (22.3%)
- 公的医療保険に加入していたが、医療機関で自己負担金を支払うことができないと思った (6.5%)
- 医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であった (4.4%)
- 自分の健康状態が悪かった (1.2%)
- 公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかった (0.2%)

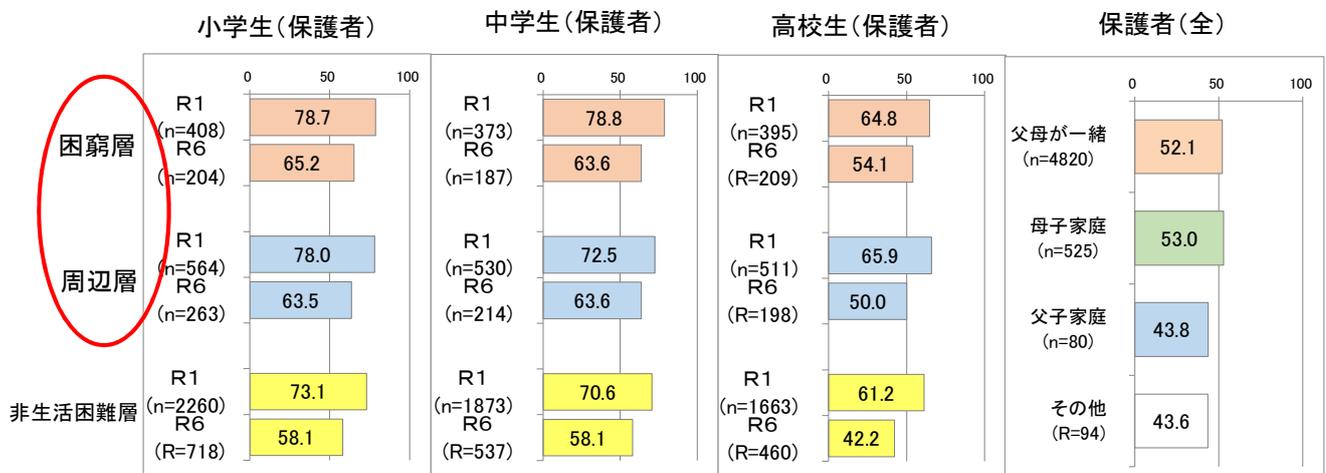
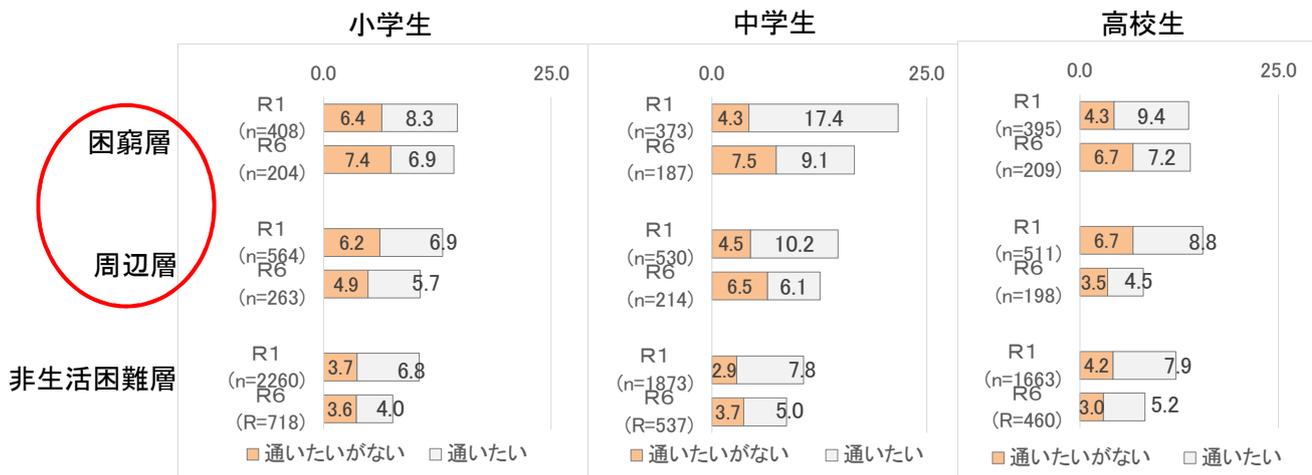
(4) 子どもの学びの状況

① 勉強が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した子どもの割合は、生活困難層は非生活困難層に比べ高くなっているが、高校生の困窮層では前回調査から8.8ポイント減少し、非生活困難層の割合(10.0%)に近づいた。世帯状況別に見ると、小学生では母子家庭で、中学生では母子家庭と父子家庭で高くなっている。



② 学習塾（家庭教師を含む）に通っていない子どものうち、「通いたい」及び「通いたいが通えるところがない」と回答した子どもの割合は、小学生と中学生で、生活困難層は非生活困難層に比べ高くなっている。前回調査と比較すると、高校生の困窮層を除きすべての層で減少している。

保護者の「勉強を無料・低額で教えてくれる場所の利用意向」はいずれの層でも高いが、生活困難層は非生活困難層に比べより高くなっている。前回調査と比較すると、利用意向がある保護者の割合はすべての層で減少している。

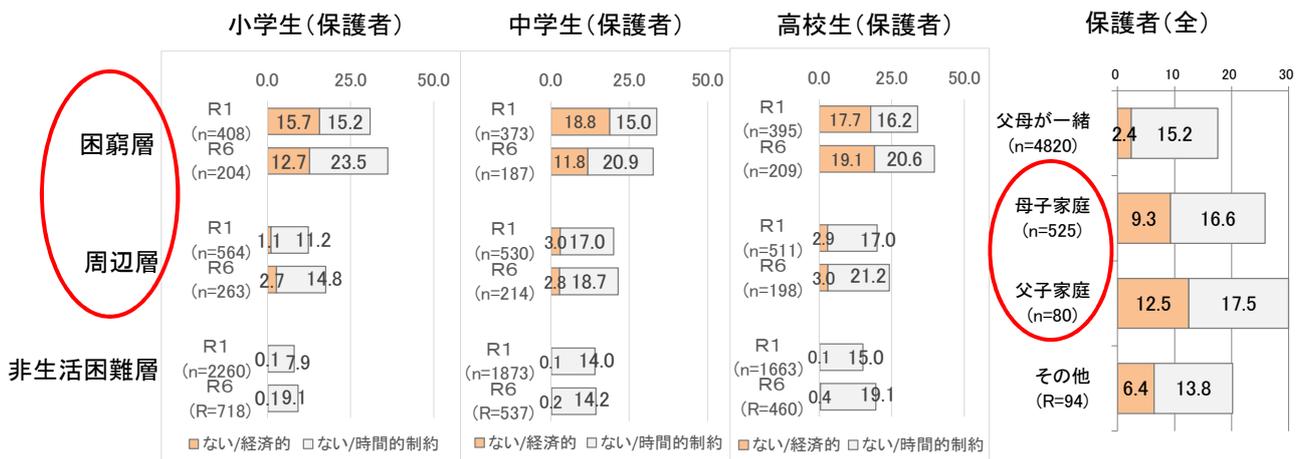


※勉強を無料・低額で教えてくれる場所の利用意向

- ③ 高校生の「進路希望」では、生活困難層は非生活困難層に比べ「高校まで」と回答した割合が、子ども、保護者の両方で高くなっているが、前回調査と比較するとその割合は減少している。また、進路を考える時期となる高校2年生で、進路が「まだわからない」と回答した割合は、世帯状況別に見ると母子家庭の子どもで高くなっている。



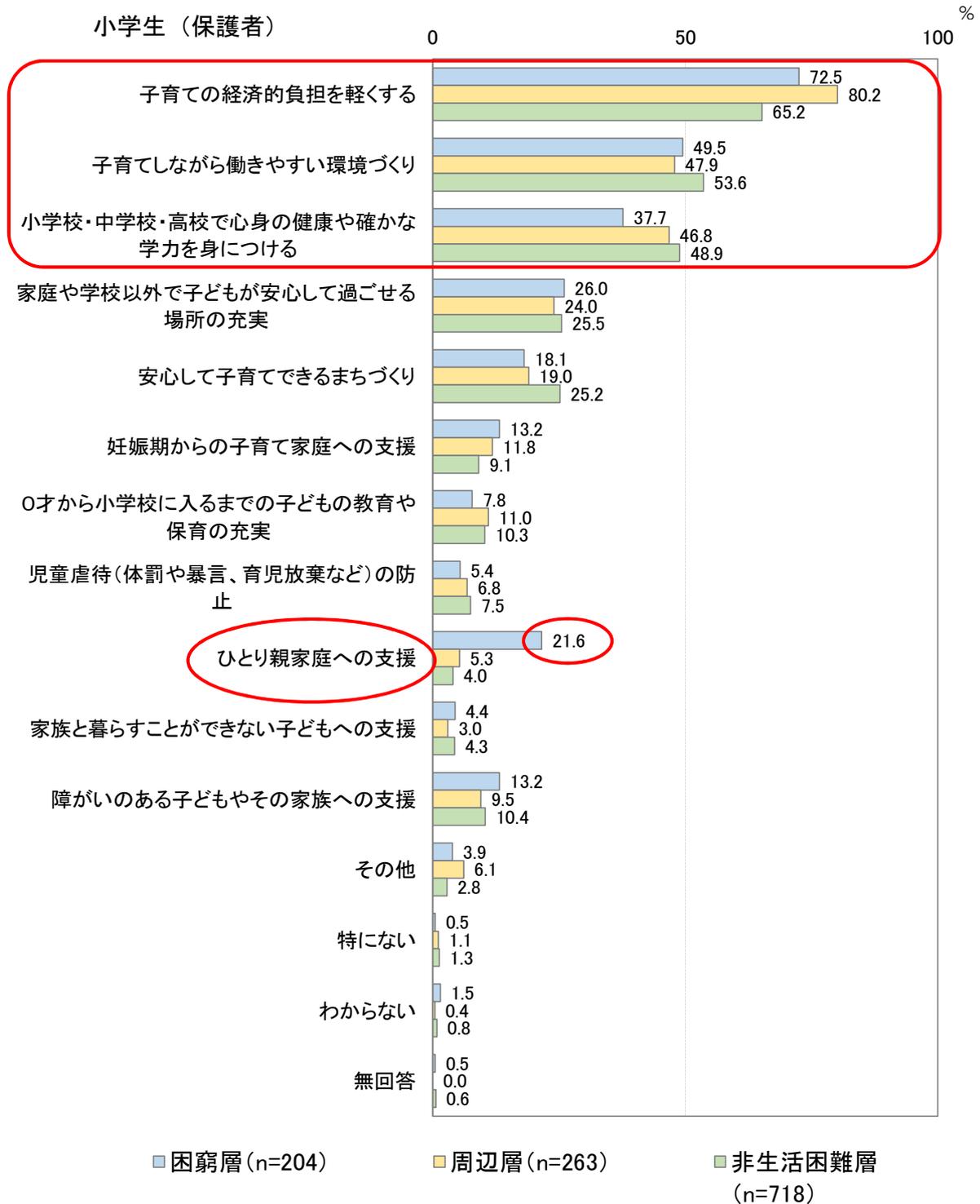
- ④ 「博物館・科学館等に行く」などの「子どもの体験の機会」が「ない」と回答した保護者の割合は、生活困難層は非生活困難層に比べ、高くなっている。前回調査と比較すると、中学生の困窮層を除き、体験の機会が「ない」と回答した割合は増加している。世帯状況別に見ると、母子家庭、父子家庭で、体験の機会が「ない」と回答した割合は高くなっている。



(5) 保護者の要望

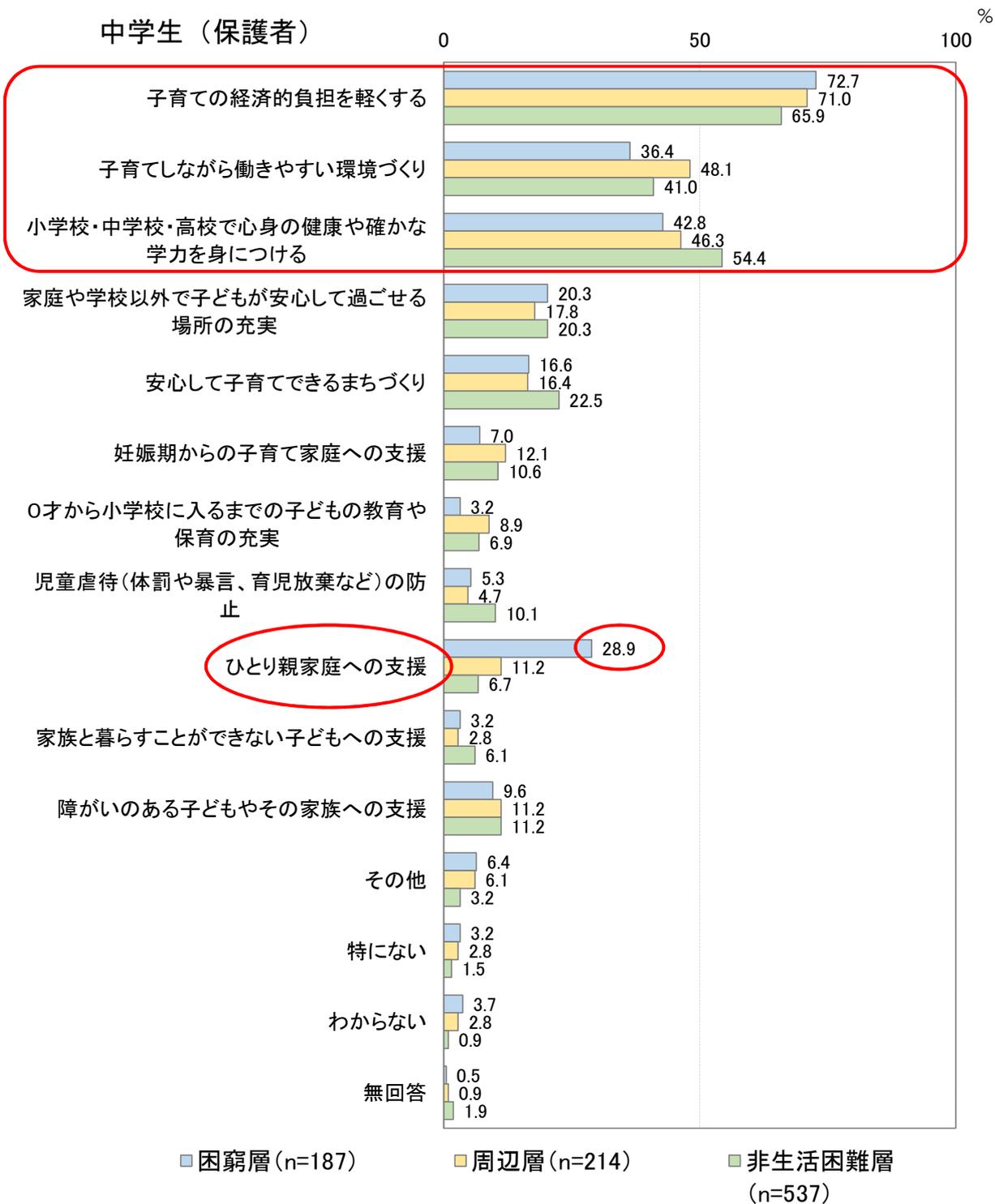
- いずれの層でも、「子育ての経済的負担の軽減」「働きやすい環境づくり」「学校に求める心身の健康と確かな学力」と回答した割合が高くなっている。
- 困窮層では、その他の層に比べて、「ひとり親家庭への支援」と回答した割合が高くなっている。

保護者が、子どもに関する取組で、県や市町村に力を入れてほしいと思うこと。



注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

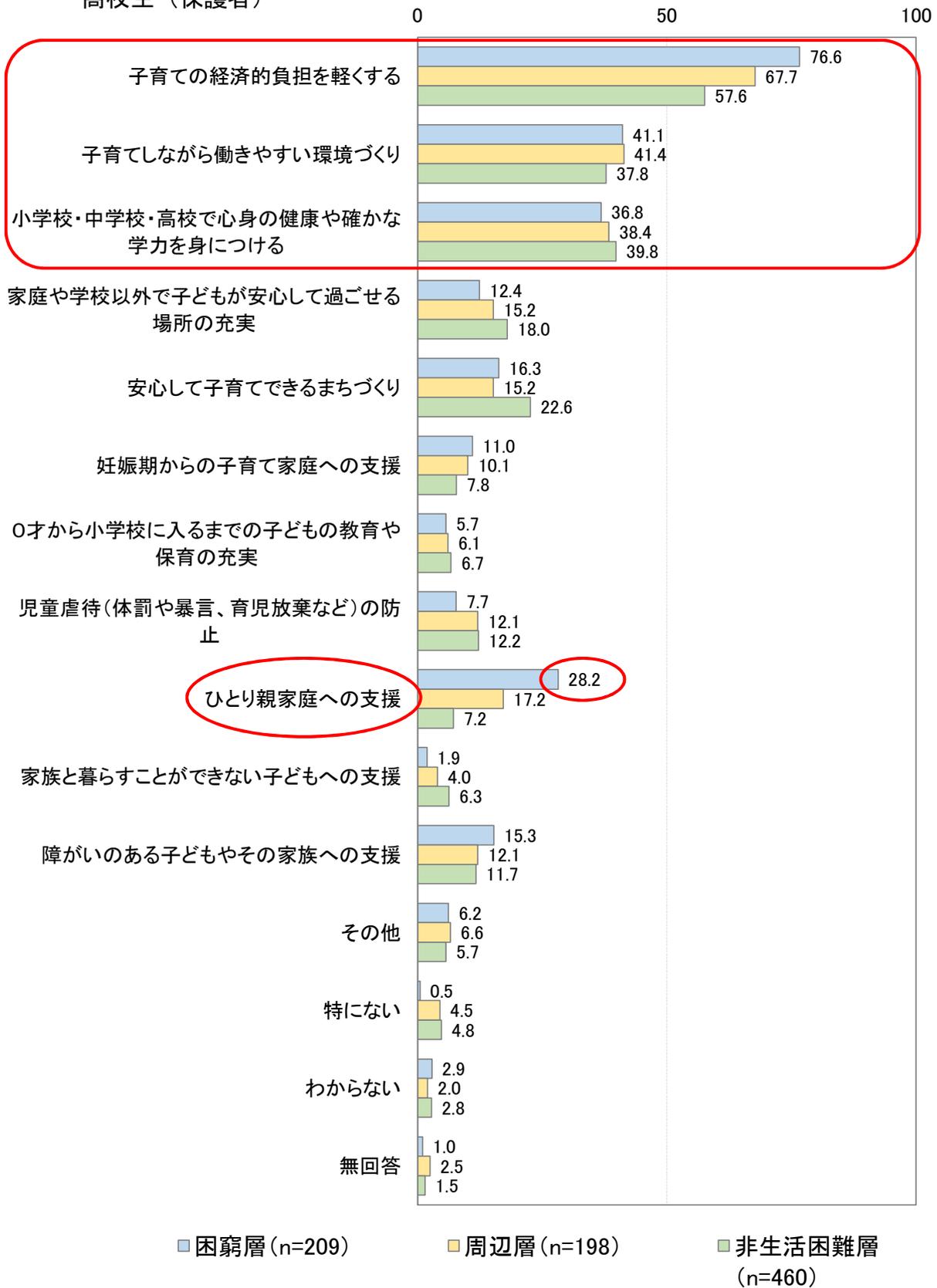
中学生（保護者）



注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

高校生（保護者）

%

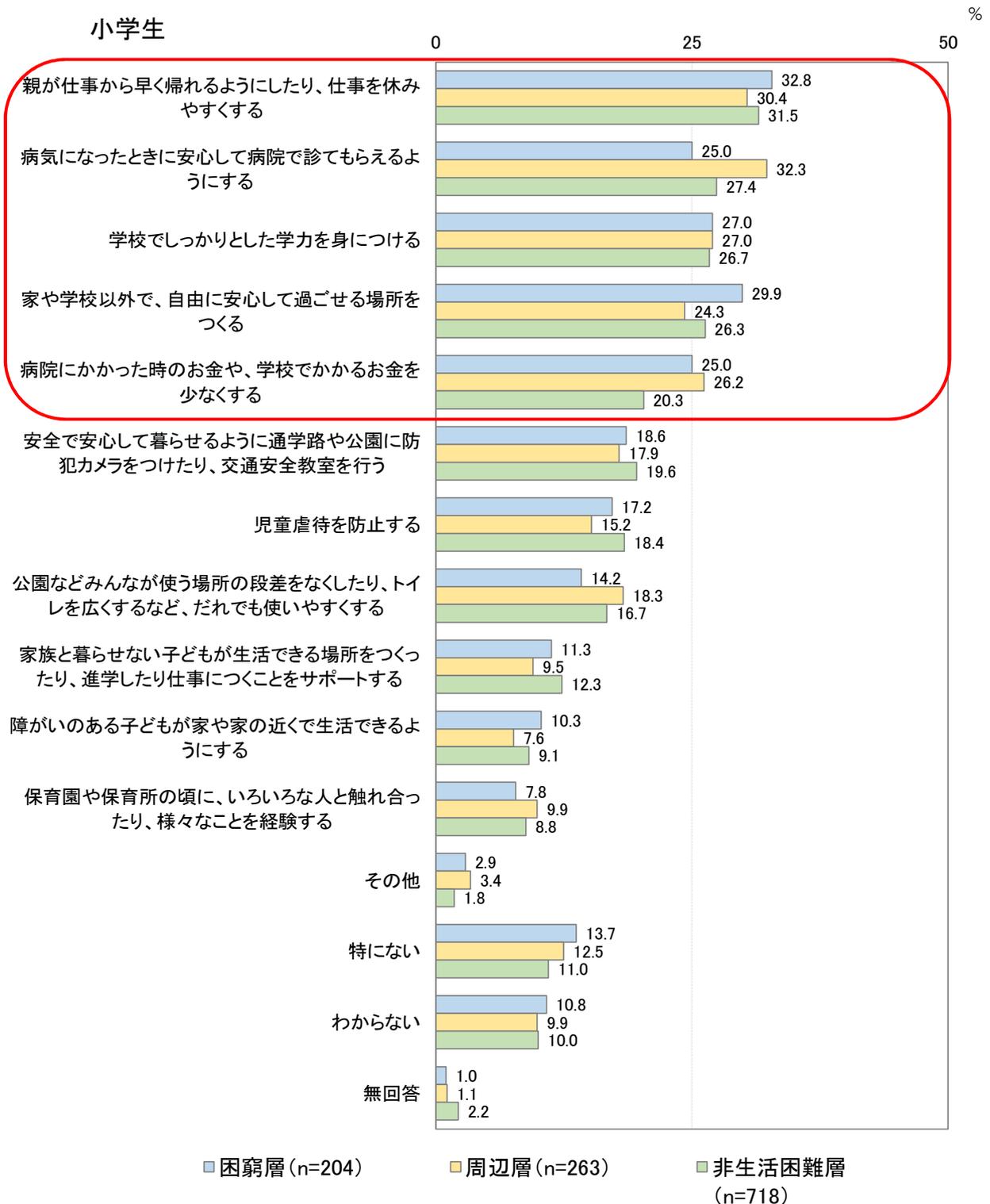


注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

(6) 子どもの要望

●小学生、中学生では、いずれの層でも、「親の労働環境の改善」や「医療への期待」、「学校での学力の定着」などと回答した割合が高くなるとともに、「家や学校以外での居場所」への要望も高くなっている。

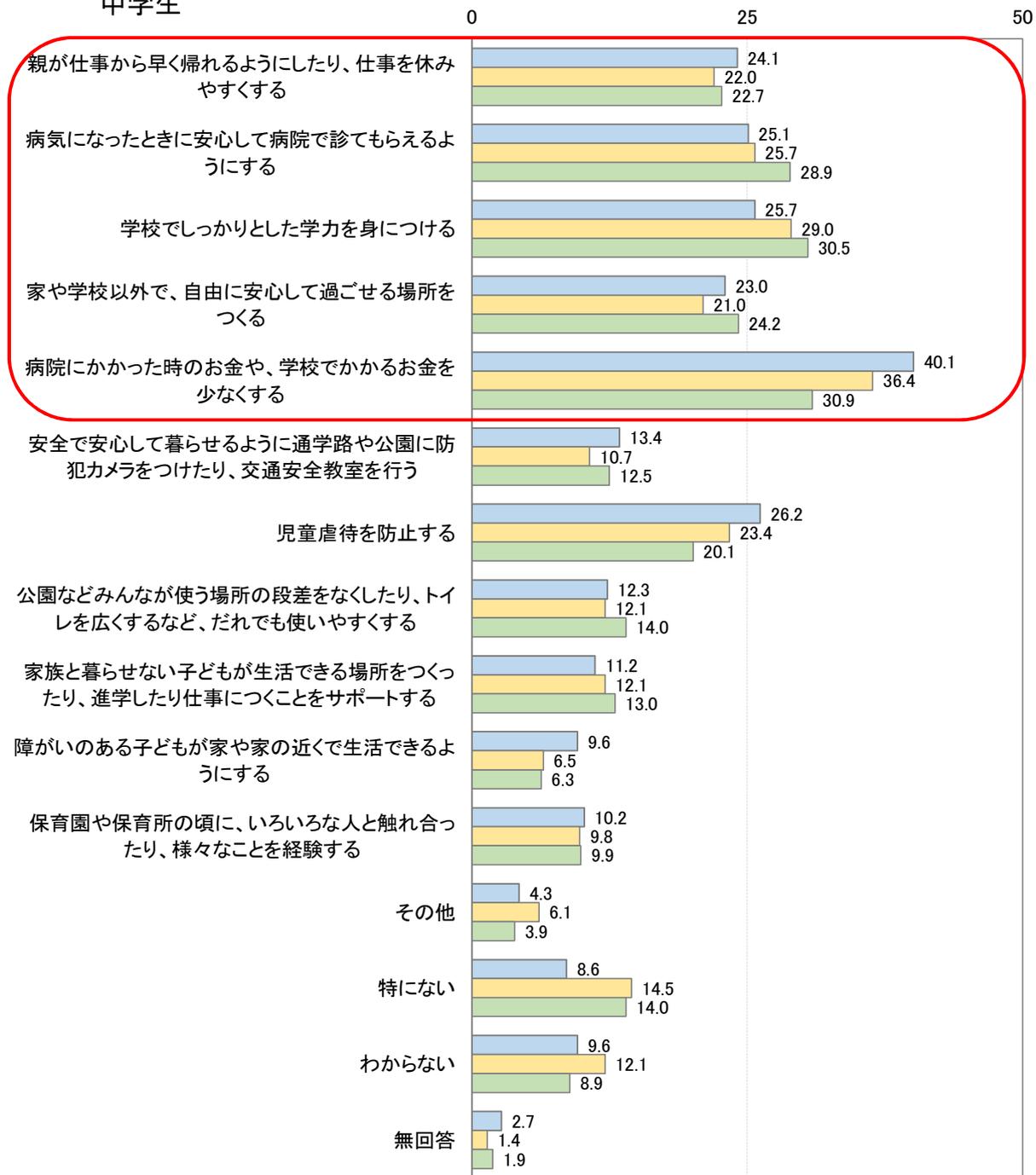
子どもが大人にしてほしいこと。



注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

中学生

%



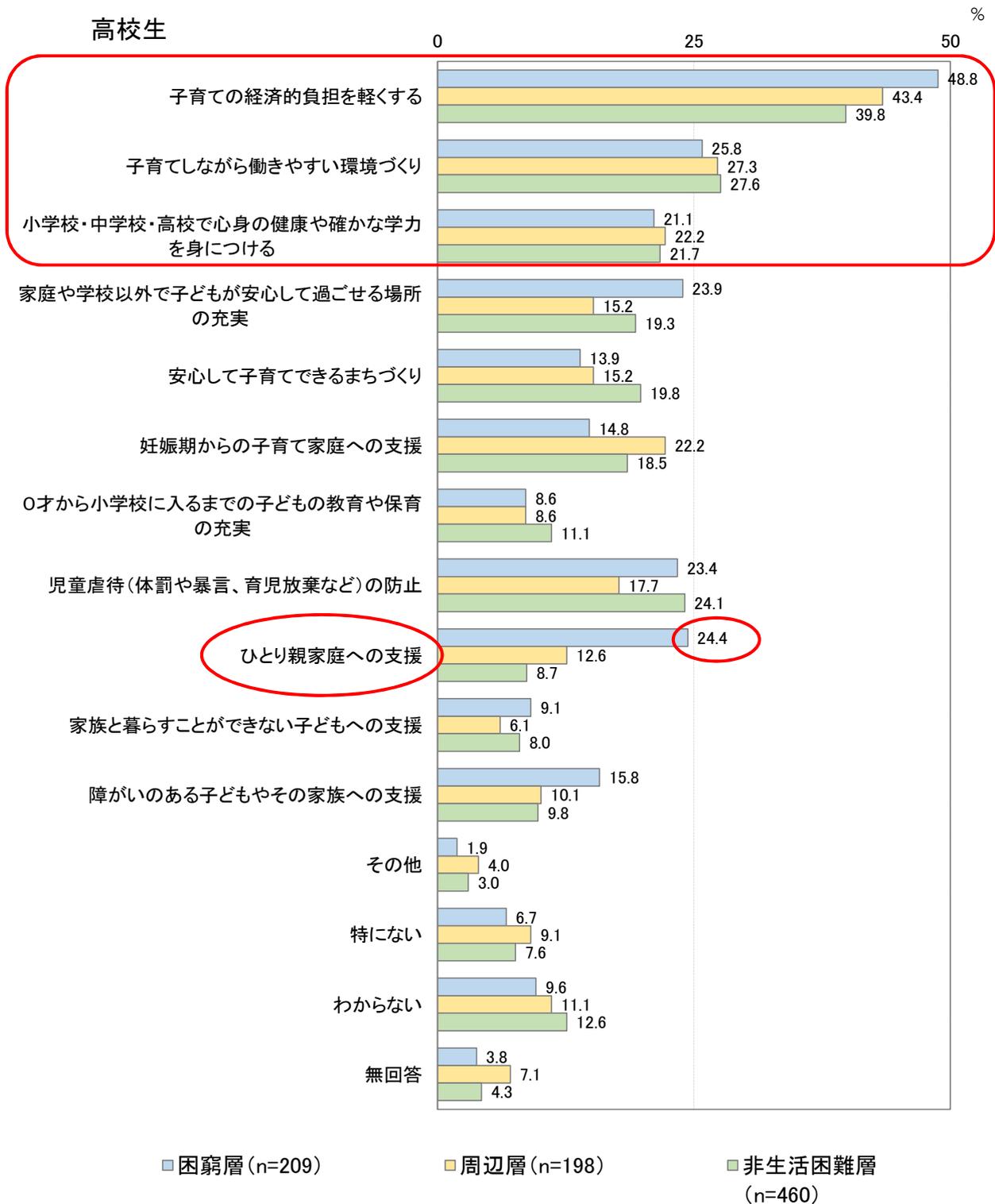
■ 困窮層 (n=187)

■ 周辺層 (n=214)

■ 非生活困難層 (n=537)

注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

- 高校生では、「子育ての経済的負担の軽減」「働きやすい環境づくり」「学校に求める心身の健康と確かな学力」と回答した割合が高くなっている。
- 困窮層では、その他の層に比べて、「ひとり親家庭への支援」と回答した割合が高くなっている。



注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

3. 調査結果を受けた支援の方向性

今回の調査結果について、更なる分析を行い、下記の内容に加え、支援策を検討し、現在策定中の「県子ども計画」に盛り込む。

調査結果から見えてきた現状と課題	支援の方向性
① 公的制度の認知度や利用は十分とは言えない	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な方に確実に制度を利用していただけるように、様々な手段により相談窓口や支援策を周知し、丁寧な説明を行っていくことが必要
② 過去1年間に子どもを医療機関で受診させなかった経験がある保護者の割合は、非生活困難層よりも生活困難層の方が高い なお、非生活困難層を含め、受診させなかった理由は「多忙のため時間がなかった」割合が一番高い	<ul style="list-style-type: none"> ・課題が深刻化する前から、周囲が気付き、支援に繋ぐことができるように、学校・福祉の関係機関や地域の関係者が連携を深め、早期発見から支援までの対応力の向上を図っていくことが必要
③ 放課後自宅に一人である子どもの割合は、生活困難層の方が高く、前回調査から増加傾向にある	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っていくことが必要 ・地域での関わりや体験機会が減少している子どものために、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することができる地域での居場所づくりの推進が必要
④ 勉強が「ほとんどわからない」と「わからないことが多い」の回答の割合は、非生活困難層よりも生活困難層が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが家庭の経済状況に左右されず、能力・適性に応じて希望する進路に進んでいくことができるように、経済的支援や学習支援を行っていくことが必要
⑤ 子どもの体験の不足について、生活困難層ではより顕著だが、非生活困難層でも十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・体験機会が減少している子どもたちに、野外体験・イベントなどの様々な体験・交流の機会を提供していくことが必要

ヤングケアラーに関する調査（令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査）結果について

1 調査概要

- (1) 調査目的：「島根県子どもの生活に関する実態調査」にヤングケアラーに関する設問を設け、ヤングケアラーに関する現状・意識等を把握し、今後の支援の在り方を検討するための基礎資料とする。
- (2) 調査対象：県内の学校に通学する小5、中2、高2の児童生徒
- (3) 調査方法：学校を通じて調査票を配布、回答はWebで実施（郵送可）
- (4) 回答率：小学5年生 27.8%（送付数 5,779 人、回答数 1,606 人）
 中学2年生 23.4%（送付数 5,839 人、回答数 1,366 人）
 高校2年生 22.9%（送付数 6,049 人、回答数 1,388 人）

2 調査結果

(1) 世話をしている家族の有無

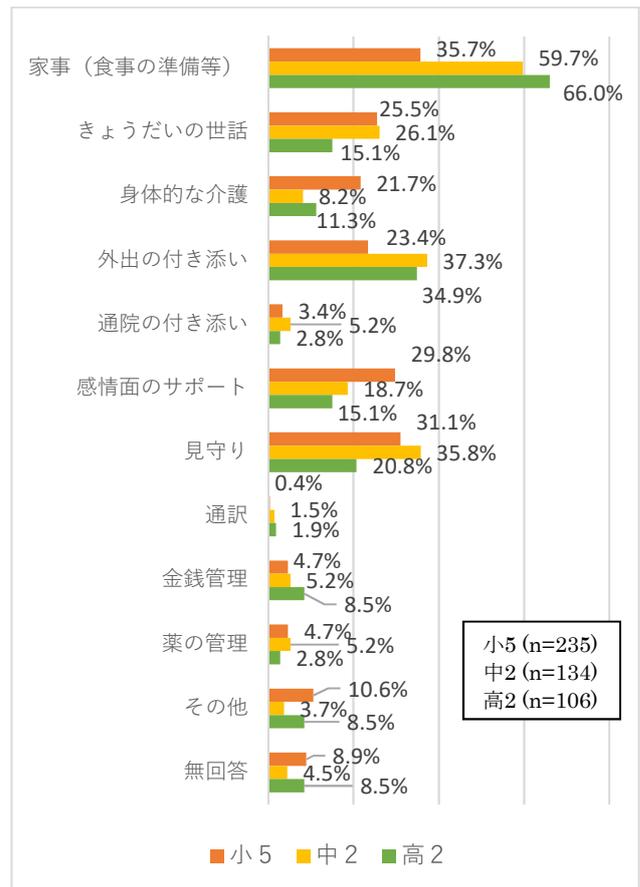
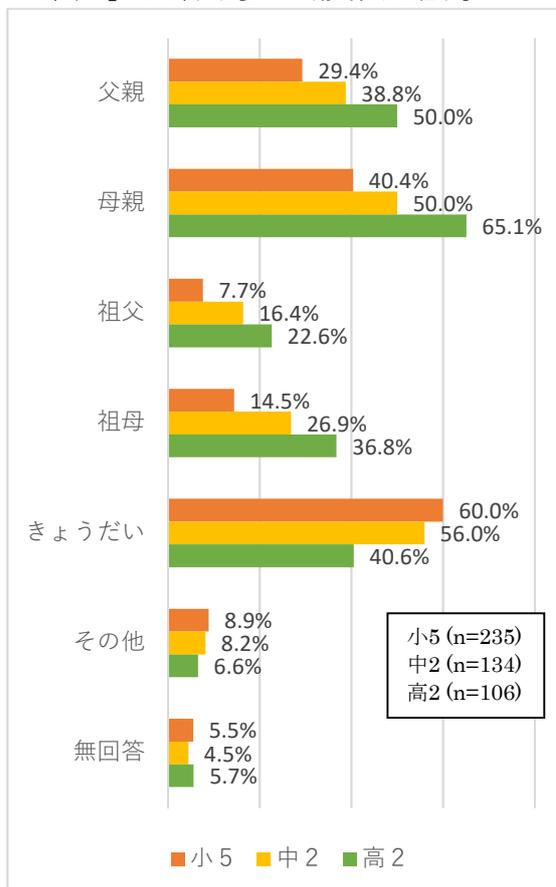
○世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学生で14.6%、中学生で9.8%、高校生で7.6%。

	いる		いない		回答なし		合計
小学5年生	235人	14.6%	1,335人	83.1%	36人	2.2%	1,606人
中学2年生	134人	9.8%	1,199人	87.8%	33人	2.4%	1,366人
高校2年生	106人	7.6%	1,236人	89.0%	46人	3.3%	1,388人

(2) 世話をしている家族、世話の内容

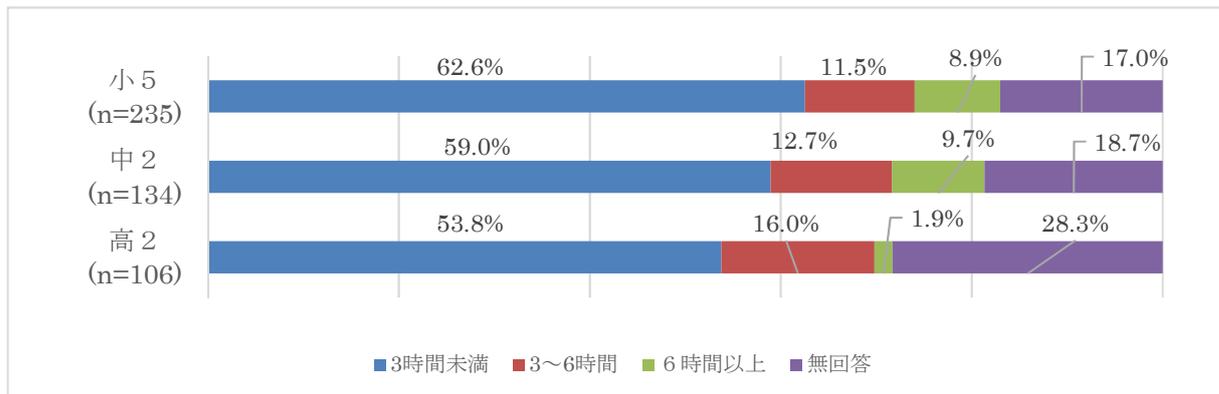
○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生のうち、世話を必要としている家族は、小・中学生では「きょうだい」、高校生では「母親」の割合が最も高い(複数回答)。

○世話の内容では、小・中学生、高校生いずれも「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が最も多い(複数回答)。



(3) 世話をしている頻度

○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生のうち、平日1日当たりの世話に費やす時間（1か月あたりで最も長かった日の時間）は、いずれも「3時間未満」の割合が最も高いが、「6時間以上」も2～10%程度いる。



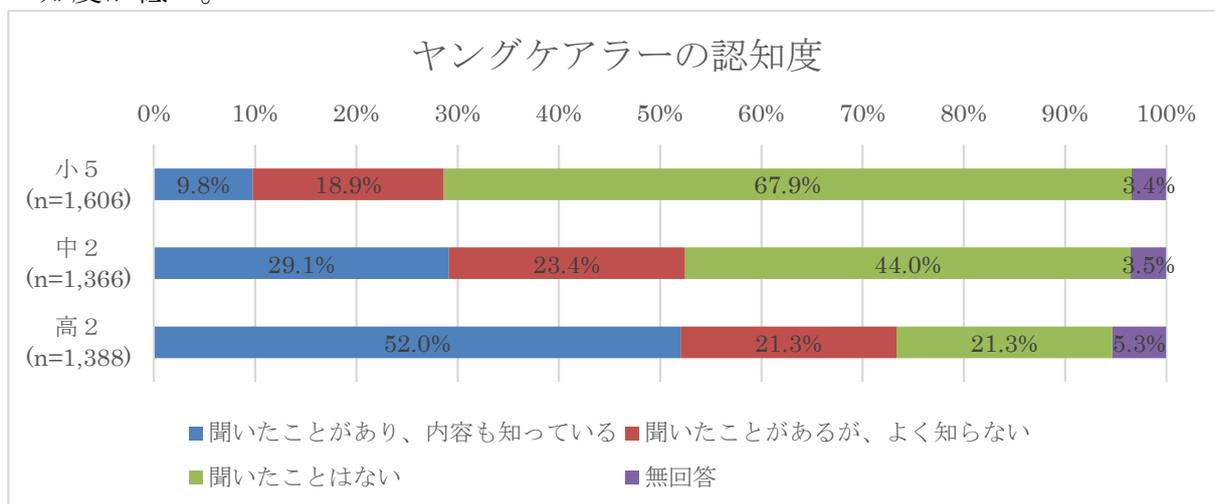
(4)世話をしているためにやりたいけどできていないこと

○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生がやりたいけどできていないことは、「特になし」「無回答」を除くと「自分の時間が取れない」と「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」の割合が高い。

	学校に行きたくてもいけない	どうしても学校を遅刻・早退してしまう	宿題をする時間や勉強をする時間が取れない	睡眠が十分に取れない	友人と遊ぶことができない	部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった	進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変えた	自分の時間が取れない	その他	特になし	無回答
小5 (n=235)	8人 3.4%	4人 1.7%	21人 8.9%	14人 6.0%	11人 4.7%	2人 0.9%	0人 0.0%	23人 9.8%	0人 0.0%	165人 70.2%	23人 9.8%
中2 (n=134)	1人 0.7%	3人 2.2%	11人 8.2%	7人 5.2%	12人 9.0%	2人 1.5%	0人 0.0%	15人 11.2%	1人 0.7%	87人 64.9%	6人 4.5%
高2 (n=106)	2人 1.9%	1人 0.9%	8人 7.5%	13人 12.3%	8人 7.5%	0人 0.0%	0人 0.0%	14人 13.2%	1人 0.9%	69人 65.1%	11人 10.4%

(5) ヤングケアラーの認知度

○「ヤングケアラーという言葉を知ったことがあるか」については、小学生が1割程度、中学生が3割程度、高校生が5割程度に留まっており、学年が低い子どもほど認知度が低い。



3 調査結果を受けた支援の方向性

調査結果から見えてきた現状と課題	支援の方向性
<p>①子どもが担っているケアには、家事のほか、医療・介護にかかる内容もある</p> <p>②ケアを行う子どもの中には、世話に費やす時間が長時間に亘っている子どもがいる</p>	<p>支援を必要としている子どもを把握し、必要な支援に繋げていく体制づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村でのヤングケアラー把握のための調査促進 ・市町村相談窓口や支援の調整役を担うコーディネーターの設置を推進 ・県と市町村それぞれにおいて、福祉・介護・医療・教育分野での連携による支援体制づくりの構築（市町村への働きかけ） ・市町村が行う家庭訪問支援事業（家事支援）の推進
<p>③本人(子ども)や周囲への「ヤングケアラー」についての理解や認知が十分でない</p>	<p>「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と周知啓発が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発活動（新聞、ポスター、チラシ配布等） ・民生委員・児童委員等への出前講座の実施 ・県民向けの講演会、行政・教員向け研修会の開催
<p>④本人(子ども)が気軽に相談できる場が限られている</p>	<p>ケアを行う子どもの気持ちや状況は様々であるため、困ったときに安心して相談できる環境やサポート体制づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインサロンの開設（悩みごと相談やレスパイトの場を提供） ・市町村が実施する居場所事業への支援

次期しまねっ子すくすくプラン（県子ども計画）（素案）について

1 計画の概要

(1) 背景・目的

「子ども基本法」（令和5年4月1日施行）及び「子ども大綱」（令和5年12月閣議決定）を勘案し、令和6年度で計画期間満了を迎える「しまねっ子すくすくプラン」の改訂にあたり、「しまね青少年プラン」と「島根県子どものセーフティネット推進計画」を一元化し、県の子ども施策を総合的に推進することを目的として策定する。

(2) 法に基づく子ども施策の対象者

「子ども（心身の発達の過程にある者）」と「若者」、「子育て当事者」

(3) 位置づけ

法律上の計画名称	計画の根拠法
子ども計画	子ども基本法
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法
ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(4) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

2 計画の内容

(1) 目指す社会像

- ・次代を担うしまねの子ども・若者が幸せに暮らせる社会
- ・結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる社会

(2) 計画の体系

基本理念	主な内容
I 子どもを安心して産み育てることができる社会づくり ～子どものライフステージに応じたみんなで支える社会づくり～	▶安心して妊娠・出産できる環境の整備 ▶幼児期までの子どもの育ちの支援 ▶全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり ▶子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保 ▶若者の就労・結婚や相談支援の充実 ▶安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり ▶ひとり親家庭への自立支援 など
II 特に支援が必要な子どもと家庭が安心して暮らせる社会づくり	▶子どもの貧困の解消に向けた対策 ▶障がい児・医療的ケア児等への支援 ▶在留外国人の子ども等への支援 ▶児童虐待防止等の支援 ▶自死対策・犯罪被害防止等支援 など
III 全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり	▶子ども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 ▶全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援 ▶地域全体でこども・若者を育む意識の醸成 など

3 今後の計画策定スケジュール（予定）

- 令和6年11月 第2回島根県子ども・子育て支援推進会議（素案等審議）
12月 環境厚生委員会に計画（素案）報告
12月 第3回島根県子ども・子育て支援推進会議（パブリックコメント案審議）
12月 パブリックコメント実施
- 令和7年 3月 環境厚生委員会にパブリックコメント結果・計画（案）報告
3月 第4回島根県子ども・子育て支援推進会議（計画案等審議）
3月 計画策定

訪問介護事業所の状況に関する調査について

1 調査の目的

- ・令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられたことに伴い、特に中山間地域や離島といった条件不利地域における事業運営への影響が懸念されることから、状況把握のための調査を実施
- ・調査結果については、国への要望等を行う上での基礎資料としての活用を想定

2 調査の概要

- (1) 調査回答期間 令和6年9月24日（火）～10月9日（水）
- (2) 調査対象 県内のすべての訪問介護事業所（216事業所）
- (3) 調査項目
 - ① 従業者の状況（訪問介護員の人数、常勤・非常勤の内訳、年齢層別内訳）
 - ② サービスの状況など（利用者数、1日あたりの提供件数、併設施設の有無）
 - ③ 収支状況（令和5年度の収支決算、報酬改定前後の収入、令和5・6年度の収支比較）

3 調査結果の概要

※回答事業所数 141

(注) 集計上、平成の合併前の旧町村部を「中山間地域」、旧市部を「その他地域」と定義

(1) 訪問介護事業所の所在地と訪問回数の関係

- ・中山間地域においては訪問回数の少ない事業所が多く、訪問回数の多い事業所はその他地域に多く所在している

【表①】所在地別・1日あたり平均訪問回数別事業所数

(単位 事業所数)

所在地	1日あたり平均訪問回数				計
	10回未満	10回以上20回未満	20回以上30回未満	30回以上	
中山間地域	18	18	4	7	47
その他地域	17	27	17	33	94
計	35	45	21	40	141

(2) 報酬改定前後の月額収入

- ・報酬改定前と改定後の平均月額収入を比較すると、1日あたりの訪問回数が30回以上の事業所では増収、30回未満の事業所では減収

【表②】訪問回数別月額収入比較(1事業所平均)

(単位 円・事業所数)

平均訪問回数 (1日あたり)	R6.3サービス分 (R6.5収入)	R6.6サービス分 (R6.8収入)	増減率	対象事業所数
10回未満	1,051,372	1,004,074	▲4.5%	35
10回以上20回未満	1,416,127	1,365,329	▲3.6%	45
20回以上30回未満	1,956,691	1,939,879	▲0.9%	21
30回以上	4,483,075	4,539,020	1.2%	40
計	2,276,151	2,261,565	▲0.6%	141

- ・訪問回数の少ない小規模事業所の多い中山間地域では、減収傾向が顕著

【表③】所在地別月額収入比較(1事業所平均)

(単位 円・事業所数)

所在地	R6.3サービス分 (R6.5収入)	R6.6サービス分 (R6.8収入)	増減率	対象事業所数
中山間地域	1,504,766	1,396,076	▲7.2%	47
その他地域	2,661,843	2,694,310	1.2%	94
計	2,276,151	2,261,565	▲0.6%	141

(3) 事業所の収支状況 ※R5収支とR6収支見込の状況

- ・全体では「R5、R6とも赤字」とした事業所が43.9%（34.0%で赤字幅が拡大）、「R5黒字、R6赤字」とした事業所が21.3%で、R6は65.2%の事業所が赤字を見込んでいる
- ・中山間地域では「R5、R6とも赤字」とした事業所が53.2%（44.7%で赤字幅が拡大）、「R5黒字、R6赤字」とした事業所も23.4%で、より一層厳しい経営状況にある
- ・「R5、R6とも黒字」とした事業所は全体で31.2%だが、そのうち4分の3以上は中山間地域以外に所在している

【表④】所在地別の収支状況

(単位 事業所数)

所在地	R5黒字 R6黒字	R5黒字 R6赤字	R5赤字 R6黒字	R5赤字 R6赤字 (赤字幅縮小)	R5赤字 R6赤字 (赤字幅拡大)	R5実績なし	計
中山間地域	10	11	0	4	21	1	47
	21.3%	23.4%	0.0%	8.5%	44.7%	2.1%	100.0%
その他地域	34	19	2	10	27	2	94
	36.2%	20.2%	2.1%	10.6%	28.7%	2.1%	100.0%
計	44	30	2	14	48	3	141
	31.2%	21.3%	1.4%	9.9%	34.0%	2.1%	100.0%

- ・ 1日あたり平均訪問回数が10回未満の事業所では、「R5、R6とも赤字で赤字幅が拡大」としたものが54.3%
- ・ 訪問回数が多くなると経営状況も改善に向かう傾向にあり、30回以上の事業所では55.0%が「R5、R6とも黒字」とした

【表⑤】訪問回数別の収支状況

(単位 事業所数)

平均訪問回数 (1日あたり)	R5黒字 R6黒字	R5黒字 R6赤字	R5赤字 R6黒字	R5赤字 R6赤字 (赤字幅縮小)	R5赤字 R6赤字 (赤字幅拡大)	R5実績なし	計
10回未満	7	6	0	2	19	1	35
	20.0%	17.1%	0.0%	5.7%	54.3%	2.9%	100.0%
10回以上 20回未満	9	13	1	4	17	1	45
	20.0%	28.9%	2.2%	8.9%	37.8%	2.2%	100.0%
20回以上 30回未満	6	6	1	5	3	0	21
	28.6%	28.6%	4.8%	23.8%	14.3%	0.0%	100.0%
30回以上	22	5	0	3	9	1	40
	55.0%	12.5%	0.0%	7.5%	22.5%	2.5%	100.0%
計	44	30	2	14	48	3	141
	31.2%	21.3%	1.4%	9.9%	34.0%	2.1%	100.0%

4 まとめ

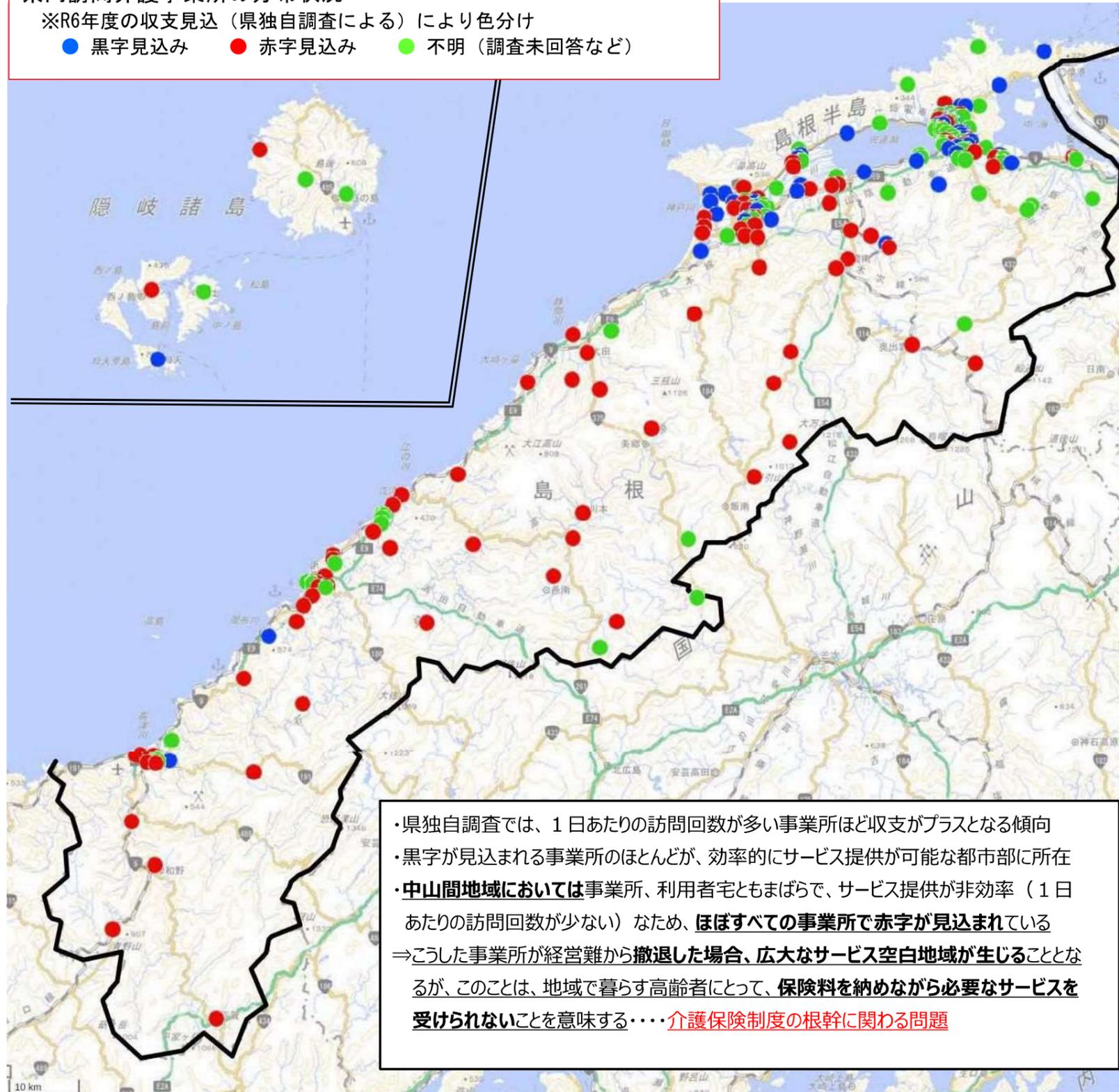
- ・訪問介護サービスの基本報酬引き下げについて、国の説明では、処遇改善加算の加算率を引き上げたことで減収分をカバーしているとのことだが、そのことで増収となった事業所はあるものの、特に中山間地域においては、多くの場合、赤字を解消することができていない。
- ・小規模事業所は、中山間地域に多く所在し、地域のサービスを支えているが、従前から赤字経営であるものが多い中で、今年度は赤字となる事業所がさらに増える見込みであり、事業運営への影響が懸念される。

訪問介護サービスの基本報酬引下げ後の事業経営の状況(島根県)

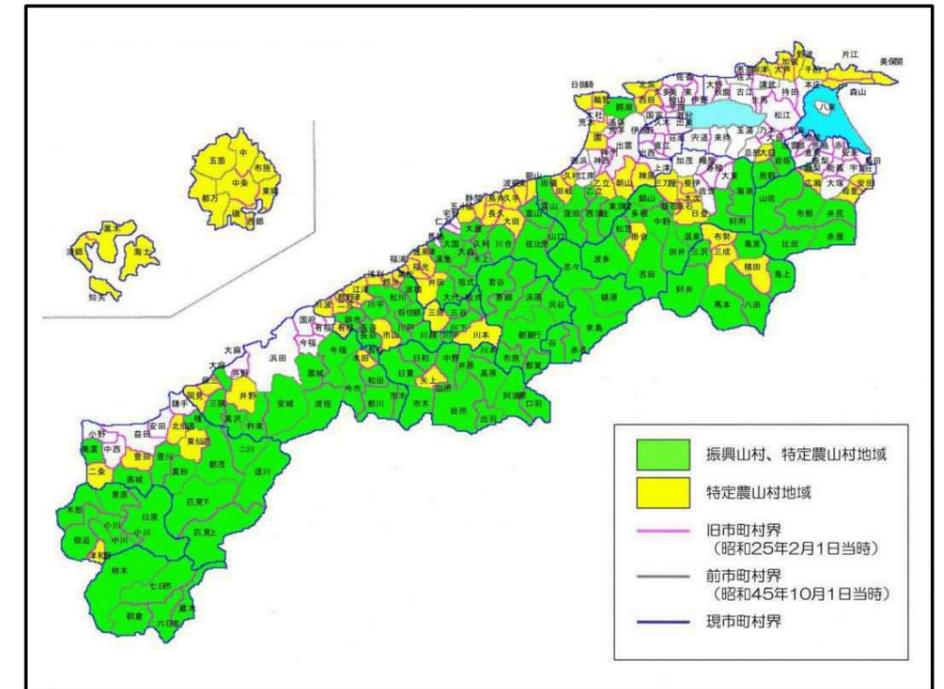
県内訪問介護事業所の分布状況

※R6年度の収支見込（県独自調査による）により色分け

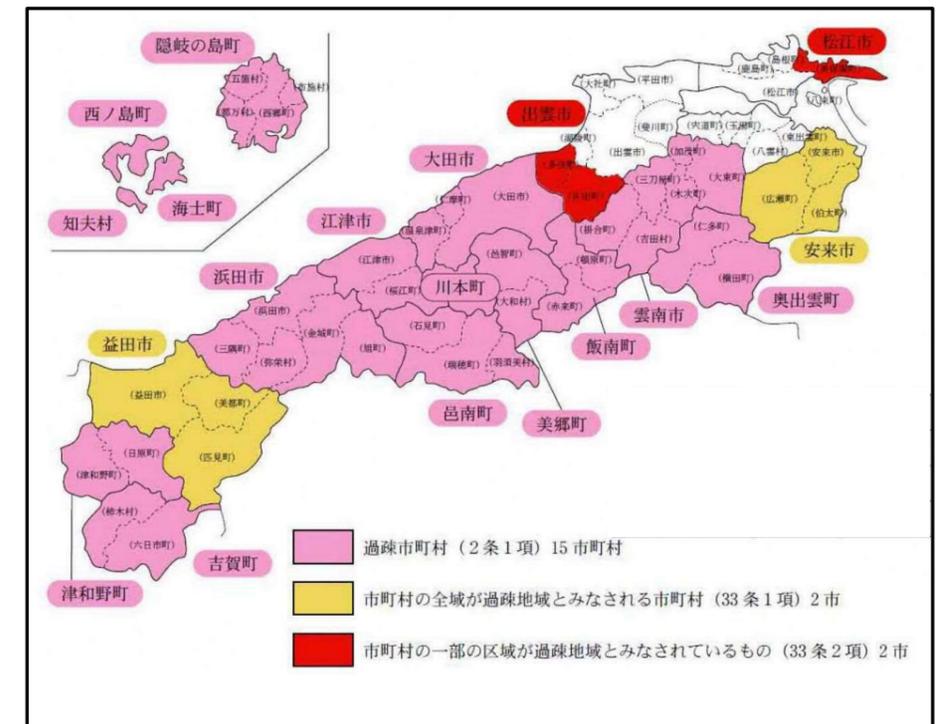
- 黒字見込み
- 赤字見込み
- 不明（調査未回答など）



島根県内の振興山村、特定農山村地域



島根県内の過疎地域



へき地医療重点支援地区の指定について

1 概要

(1)背景

- ・ 地域医療拠点病院は、診療所への代診医の派遣や無医地区への巡回診療等により、中山間地域・離島の医療提供体制を維持する上で、重要な役割を担っている
- ・ 取組を更に促進するため、県において重点支援地区を指定し、地域医療拠点病院を支援
- ・ 令和5年度より運営費補助金の拡充、令和6年度より設備整備費補助金の拡充を行った

(2)事業内容

- ・ ハード支援
中山間地域（重点支援地区）の医療を支える地域医療拠点病院の設備整備を国の医療施設等設備整備費補助金を活用して支援

○対象者	重点支援地区において無医地区等を支援する 150 床未満の地域医療拠点病院
○対象経費	地域医療拠点病院として必要な医療機器購入経費
○補助率	国 1/2 県 1/2
○基準額	55,000千円/か所

- ・ ソフト支援
中山間地域（重点支援地区）において、地域医療拠点病院が新たに実施する以下の取組について、国の医療施設運営費等補助金を活用して支援

○対象者	重点支援地区において新たな取組を実施する地域医療拠点病院
○対象経費	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等へ医師派遣等の診療に必要な経費
○補助率	国 1/2 県 1/2
○基準額	活動内容ごとに基準額あり、赤字部分（不採算）が支援対象

2 重点支援地区の指定

邑南町（公立邑智病院を支援）

(1)指定理由

- ・ 医療機関が限られ医療サービスが不足しており、地域外の医療機関から遠距離
- ・ 医師の不足や高齢化、医療機関の厳しい経営状況など、医療提供体制に大きな課題
- ・ 個人医院の閉院に伴い、無医地区となる邑南町市木地区に附属診療所を開設する等、地域医療の確保に注力している
- ・ 令和6年9月30日大田地域医療・介護連携部会及び保健医療対策会議において圏域関係者の合意済み